

## 平成22年第1回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第5号）

3月17日（水）午前1

0時開議

#### 日程第 1 一般質問

第12番議員 松本美子 議員

第9番議員 川口浩史 議員

第3番議員 金丸友章 議員

---

#### 出席議員（13名）

1番 畠山美幸 議員

2番 青柳賢治 議員

3番 金丸友章 議員

4番 長島邦夫 議員

5番 吉場道雄 議員

6番 柳勝次 議員

7番 河井勝久 議員

9番 川口浩史 議員

10番 清水正之 議員

11番 安藤欣男 議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男議員

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	菅 原 広 子
書 記	石 橋 正 仁

---

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長
田 島 雄 一 環 境 課 長

水	島	晴	夫	産 業 振 興 課 長
木	村	一	夫	企 業 支 援 課 長
田	邊	淑	宏	都 市 整 備 課 長
小	澤		博	上 下 水 道 課 長
田	幡	幸	信	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教 育 委 員 会 こ ど も 課 長
大	塚		晃	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
水	島	晴	夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
				産 業 振 興 課 長 兼 務

---

### ◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名  
であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第 1 回定  
例会第 20 日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

---

◇ 松本美子議員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、第12番議員、松本美子議員。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番(松本美子議員) 皆さん、おはようございます。議長の指名がございましたので、12番議員、松本美子、一般質問を大きく分けまして4項目させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1項目ですけれども、予算編成についてお尋ねをさせていただきます。景気の改善はいまだに遠く、厳しい状況が続き、税収の落ち込み、または減額ということで、基金の取り崩しをしての22年度の予算編成でございましたので、大変ご苦労さまでしたというふうに言うておきますけれども、厳しい部分が予算書にも出ておりましたので、まずは①のほうからお尋ねをさせていただきますが、町長さんは施政方針の中で雇用の確保あるいは安心した暮らし、未来を支える子供ということで、この3点につきましては、施策

の中でも重点的に取り組むというふうに述べておられたと思いますが、この3点につきまして具体的なご回答をお願い申し上げます。

②ですけれども、事業の見直しによる廃止あるいは削減、継続といった事業が行われるわけですが、特に削減の関係ですが、これは町三役あるいは職員の給料等も含まれてくるかなと思いますので、その辺につきましてもご答弁がいただければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

2項目めですけれども、都市再生整備計画についてでございますが、これは、19年度より町の活性化あるいは町民のニーズにこたえて整備計画は実施されてきましたが、政権交代というような大きな問題もありまして、また社会不況というような中で新政権等がスタートしているわけですが、制度の変更も考えられるかなというふうに私は思っておりますが、22年度の計画につきましては、予算等も終わりましたけれども、滞りなく実施ができるのかお尋ねさせていただきます。

まず、優先順位ということを掲げさせていただきましたけれども、これは、21年度から継続事業というようなものがありますので、それが先というふうな考えもありまして、お尋ねをさせていただいているわけですが、まず中央地区についてのお尋ねをさせていただき、続いて北部地区につきましてお尋ねをさせていただきます。

3ですけれども、児童公園についてのお尋ねをさせていただきます。児童公園は、町の中に31カ所と聞きますけれども、少子化とともに利用者が

少なくなっているのが現状かなというふうに思っておりますが、遊具の設置状況あるいは危険と管理というようものが大変心配になってくるわけですが、どれも、どんな現状で、また今後の方向性がどんなふうに出ているのかお尋ねをさせていただきます。

ナンバー4ですけれども、介護予防についてお尋ねをさせていただきます。高齢化社会を本当に迎えてしまいましたが、介護から予防への事業が最も重要ということで取り組んでいるわけですが、高齢者のひとり独居世帯の暮らしや高齢者世帯の不安に対する対応は、地域の把握や確立が最も必要かなというふうに思いますので、その観点からお尋ねをさせていただきます。

①ですけれども、事業の実施でございますが、めざせ100歳事業あるいは元気はつらつ事業、または配食サービス等の状況が伺えたらと思って質問させていただきます。

②ですけれども、独居世帯あるいは高齢者世帯の把握が必要でございますので、これは見守り活動にも、あるいは住宅用の火災報知機あるいは防災カードの作成というような形で進んでいておりますけれども、これは災害時の避難支援にはどうしても必要というふうに考えておりますが、どんなふうにご利用していき、今後の方向が伺えたらと思いますので、お尋ねします。

③につきましては、高齢者の足として路線バスの運行補助が実施されてきたわけでございますけれども、この状況をお尋ねをさせていただきます。

④ですけれども、これは新事業ということで、高齢者対策として運転免許証を自主返納、返上という形がとれた場合には、写真をつけまして住民基本台帳カードを無料で交付するということが新しい施策としてございますけれども、目的あるいは周知をお伺いさせていただきます。

以上ですけれども、よろしく願いをいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

まず、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 松本議員さんの予算編成についてのお尋ねがございました。今質問の中にもございましたように、重点といたしまして、雇用の確保、そして安心した社会ということで高齢者対策、そして未来を支える子供たちということで子供対策、ということでこれらを中心に予算編成をまいりました。

そして、細かい内容につきましては、先日来やっていただきました予算編成の中ではっきりしてきた内容でございますが、そういう中にありまして、特にこの雇用の確保というのには、企業支援課を中心として企業誘致、そして企業を応援してきたわけですけれども、なお商工業、観光等を含めた産業全体を考えて、そして企業支援課、そして産業課の編成、再編を考えておるということをお話したとおりでございます。そしてまた、企業の誘致等も考慮に入れた中で土地の利用におきましても、川島地区、また平沢地区等を課題の中に入れておるというお話をしてきたとおりでございます。それらを中

心といたしまして、しっかりした事業展開を図っていきたいというふうに思っております。

なお、お話しのように基金を利用しないと、なかなか事業展開できない厳しい財政状況でございますけれども、ご理解いただきました内容でしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 ②につきましてお答えいたします。

まず、事業の廃止でございますが、町内2カ所の在宅介護支援センターへ各200万円の補助金を支出しておりましたが、町の地域包括支援センターで対応することが多くなったため、2つのセンターのご了解をいただきまして、平成21年度をもちまして補助を終了させていただきました。

次に、削減の関係でございますが、議案審議でも、当初予算の審議でもお話が出ましたが、公民館長の報酬132万円の減額、人事院勧告に基づきます給料、手当で2,649万7,000円の減額及び地域手当で2,727万7,000円の減額を行いました。合計いたしますと5,509万4,000円の削減でございます。その他、当初予算書の事業の中で減額となっておりますものは、事業が終了したものあるいは平成21年度の実績見込み等に基づきまして減額しているものでございます。これら以外につきましては、継続をさせていただきます。



次に、ナンバー2の都市再生整備計画でございますが、まちづくり交付金事業につきましても、事業仕分けの中で議論されたわけでございますけれども、平成22年度は、予算特別委員会でご審議をいただきましたとおり、当初計画いたしました事業を実施することができることになりました。中央地区では、仮称ふれあい交流センター整備事業をはじめといたします4事業で7億2,459万円、北部地区では農業用施設整備といたしまして、広野2区親水公園をはじめといたします4事業で9,685万円でございます、2地区を合計いたしますと8億2,144万円の予算計上をさせていただきました。

この事業の中での優先順位、これは特につけておりませんが、土地買収や工期が長くかかるもの、またご指摘をいただきましたように、繰越明許といたしまして21年度から22年度へ繰り越しをさせていただきましたまちづくり交付金事業が4事業ございます。これらの事業につきましては、優先的に取り組むべき必要があると考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、私から3の児童公園についてお答えさせていただきます。

児童公園は、31カ所ありましたが、越畑第2公民館わきの児童遊園地につきましては、公民館の移設に伴いまして廃止いたしましたので、現在は30カ所になっております。なお、利用者につきましては、少ないのが現状と

いうことでございます。

児童公園に設置しております遊具の管理につきましては、嵐山町遊園地整備事業実施要綱によりまして、区が管理するということになっておりますが、町と区で管理しております、遊具の点検作業等を行っているというものでございます。

遊具の状況でございますが、全体を見て大変老朽化が進んでおりまして、毎年少しではありますが、気づいた箇所につきまして区と協議しながら、遊具の塗装やブランク等の摩耗箇所につきまして修理をさせていただいております。しかし、修理がきかない遊具につきましては、地元の区と協議いたしまして遊具の撤去をしているというような状況でございます。今後の管理等につきましては、慎重に区と町とで十分協議しながら、一定の方向を出していく必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 4番の①についてお答えさせていただきます。

まず、めざせ100歳事業、これについてでございますけれども、この事業につきましては、平成17年度から始まりまして5年が経過するところでございますけれども、この間12地区に事業に取り組んでいただきました。21年度につきましては、越畑1区と2区を合同で実施いたしましたほか、勝田地区で開催をいたしまして、先日終了したところでございます。

参加状況でございますけれども、越畑地区では 12 回開催をいたしまして、48 名の方に参加をいただきまして、延べ 223 名、1 回平均が 18.6 人というふうな状況でございました。勝田地区におきましては、同じく 12 回開催に対しまして、31 名の参加となっております。延べ人数にいたしますと 235 名、1 回平均が 19.6 人でございました。いずれの地区におきましても、健康づくりですとか生活習慣の改善等に取り組んでいただいたわけですが、あわせまして地区の皆さんが定期的に集まって、楽しい交流ができたということで大変喜んでいただいたところでございます。

これまで事業が終了した地区につきましては、その後も自主的に続けていただくことが重要になってくるわけでございますが、一部まだ取り組みが始まっていないところもあるのですけれども、ほとんどの地区で継続的な取り組みをしていただいているところでございます。

続きまして、元気はつらつ事業の状況でございます。こちらにつきましては、平成 18 年度から介護予防事業の一環としまして、要介護、要支援になるおそれのある特定高齢者の事業といたしまして始まったところでございますが、その中の通所事業といたしまして、ふれあいプラザやすらぎにおきまして、運動機能の向上を中心に、口腔機能の向上に関する事業、認知症予防事業等をあわせまして実施をしております。平成 21 年度におきましては、14 回の開催に対しまして、参加者が実人数で 11 人、延べ 136 人となっております。

また、訪問事業としまして、口腔機能の向上を目指しての訪問歯科を行っております。21年度が参加者8人で、1人当たり5回訪問とさせていただいておりますので、延べにして40回の訪問を実施いたしました。

特定高齢者となった方につきましては、21年度で170人となっておりますが、なかなか事業に参加いただけないのが現状でございます。このあたりをもう少し強化していきたいと考えているところでございます。元気はつらつ事業を卒業された方につきましては、その後は一般高齢者事業に参加をいただきまして、健康の保持増進に努めていただいております。

続いて、配食サービスの状況でございますが、昼食につきましては、平成8年7月から始まりまして、夕食につきましては、平成14年4月から行っているものでございます。特に昼食につきましては、平成12年度に介護保険制度がスタートいたしまして、デイサービスですとかショートステイ、ホームヘルプサービスなどの介護サービスの利用に伴いまして、スタート当初からの人数が大分減少してきております。現在は34世帯36人の方の利用となっております。21年度の2月末までの配食数といたしましては、延べで5,149食というふうになっております。

夕食の利用につきましては、このところ横ばい状態というふうなところでございますが、現在19世帯21人の方が利用となっております。こちらも2月末までの実績で、延べ2,965食というふうになっております。昼食、夕食いずれの事業につきましても、お弁当を手渡しでお届けをしまして、安否確

認も兼ねて行っている事業でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、防災カードを災害時の避難支援にどう活用していくのかということでお答えをさせていただきます。

2年前になるわけでございますけれども、平成20年の3月に、当時の区長会の皆様方にお骨折りをいただきまして防災カードの作成ができました。同時に65歳以上の高齢者の世帯、障害者や寝たきりの方々のいらっしゃる家庭、全部で2,400世帯、火災警報器が2,633基、無償貸与を行ったわけでございます。災害が発生したときに被害を受けるのは、こうした方が多いわけございまして、町では、この防災カードづくり、これを通じまして災害時に自力では避難が困難な方、これは災害時要援護者という言い方をするわけでございますけれども、こういった方々の把握という点では、地域と町とで情報の共有化が図られたというふうに思っております。

そして、災害時に隣近所、地域で助け合う組織、自主防災組織ですね、これが全町に設立される運びとなりました。この2つは、危機管理上、防災上、大きな前進だというふうに思っております。

今後は、どのような手順でどのような支援をするのかと、こういう問題に移っていくわけでございますけれども、具体的には、災害時の安否確認、救出活動、避難支援などのことでございます。町では、次の段階として災害時

要援護者避難支援プラン、こういったものの作成を目指しておりまして、この中で議員さんからご質問いただいているような問題、これらの具体化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 ③の路線バスの状況につきましてお答えいたします。

昨年の10月から不採算路線の運行本数を削減させていただきました関係で、1日当たりの平均乗車人数は減少しておりまして、10月以降の1日平均乗車人数は94人でございます。9月以前と比較いたしますと、約30人程度の減となっております。

また、川島地区やむさし台地区の町民の皆様の要望で新たに追加をいたしました市街循環線、これにつきましては、月に延べ26人から40人の方が利用されている状況でございます。平成21年度のイーグルバスへの補助金は1,322万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 最後に、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、大きな4の④、運転免許証の自主返納の方への住基カードの発行についてお答えをさせていただきます。

まず、この事業の目的でございます。この事業につきましては、運転免

許証を保有されている方が高齢等により身体機能の低下を自覚され、みずからの安全と道路交通に与える影響を考慮して、運転免許証を自主返納することができるという自主返納制度がございます。町といたしましても、高齢者の交通事故の減少を図るという観点から、この制度に基づきまして自主返納された方を支援する目的でこの事業を実施するものでございます。

事業の内容でございますが、満年齢 70 歳以上の方が運転免許証を自主返納された場合に、運転免許証が現在身分証明書としても広く活用されているという実態に即しまして、これにかわるものとして写真つきの住民基本台帳カードを、申請に基づいて交付手数料を免除して交付させていただくというものでございます。

次に、周知の方法でございますが、この事業内容及び申請方法につきましては、まず4月号の広報に掲載をさせていただくと、それからもう1点は、ホームページに掲載をさせていただくことによりまして、周知を図らせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、随時質問をさせていただきます。

まず、予算編成のところですけども、町長さんは、重点施策ということで雇用ということに少し触れてご答弁いただきましたけれども、この雇用の確保というものは、非常に難しいというふうに私も承知いたしております。そ

の中で現在の現状ですけれども、地元には、花見台工業団地あるいは地域には商工者の方たちがあるわけですが、そこでどのくらいの方数が、概算で結構ですけれども、21年度働いており、また税収というものもつながってくるわけですけれども、21年度はどんな感じだったのかお尋ねし、また22年度はどんな見込みで積算をしたのかお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町全体の中の調べというのはちょっとできていないのですけれども、ここにある資料ですと、花見台工業団地の内容についてちょっと話をさせていただきます。

花見台の工業団地、事業所数 33 社、そしてその中で従業員数が、パートさん等を含めないで 185 名、そして個人町民税額が 1,445 万 3,000 円というのを確認しているところでございます。あとのところは、ちょっと細かい数字がございません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 雇用の確保につきましては、先ほど町長さんは、企業支援課を設けて企業誘致というふうに努力をしてくれているというか、しますというか、そういうふうな形が整っているわけですけれども、今 33 社で 185 人ということで、1,445 万円の税収等、個人町民税が上がったということでございますけれども、町のほうから花見台工業団地さんのほうへ働きか



けというのでしょうか、雇用をしていただきたいというか、シルバーさんはシルバーさんのほうでやっているというお話も聞きますけれども、そういった方は、新卒あるいは新卒でない方もかなり今は働くことが大変だというようなお話も聞いていますので、町からのそういった働きかけというものは、ある面ではしていないのでしょうか、しているのでしょうかお尋ねします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 昨年度といいますか、今年度は、直接的には私のほうからはやっておりません。その前には、各事業所をそれぞれ全部回りまして、嵐山町の状況、そして企業の状況をお尋ねして、それらに対応する町の体制をどうしたらいいかというようなこともありまして、企業支援課というようなことに結びついてきたわけですが、それらと一緒にシルバー人材センターとも連携をとりまして、シルバーさんのほうから働きかけをしてもらい、そして非定期ですけれども、定期的でないわけですが、花見台工業団地と接点があるとき、それらには状況はどうでしょうかと、会社の状況、そしてシルバーのこと、あるいは町内の従業員のこと等話を聞いて、そういうときをお願いをしている状況だけでありまして、定期的に行っているということは今年度ございませんでした。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、企業支援課を設けたのに、前年度でしょうか、全部のところを回ったというのは。そういうことになると、どう

して引き続き今年度、21年度でしょうか、20年度は行ったということですよ  
ね、それで21年度は、非定期ですけれども、その都度お話等ができたとい  
うことですけれども、あえて行わなかった理由というか、もちろん町も企業支  
援課まで設けましたから、ある面ではしっかりとその辺での、町長を中心と  
いたしまして対応していくのかなというふうに私のほうは思っていたので  
すが、それは何かあったのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町長がという質問と思いましたので、私のほうでは、直接  
的なことはやれませんでしたということで、その前の年には、そういうことで  
回る時間をとってしたのですけれども、今年度はそういう状況がとれなかつ  
たというか、できないので、非公式といいますか、非公式ではない、常時で  
ない、非常時、機会があるごとに話をさせていただいたということで、私につ  
いてはそういうことをございます。そのほかに、企業支援課はそれぞれのと  
いうか、そのときそのときの対応を企業支援課として行っているものと思っ  
ています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、花見台がやはり地域では、働く方につ  
きましてはかなり希望しているといいたいまいしょうか、ですけれども、なかなか入  
れないというのが現状のようですので、町対応という形になると思いますが、  
その辺でもできる限りのことをしていただければ、今後ともお願いしたいと思

っております。

それでは、雇用の関係ですけれども、次へ進ませていただきます。ハローワークの関係では、玄関のところには以前から求人の案内でしょうか、そういうものが張り出されておまして、そこをしっかりと見ている方あるいは資料をいただいていく方というものにも結構お会いすることも、時々ですが、ありますけれども、その方たちとお話をさせていただいたときのお話なのですが、いただいていただけではなかなか就職というところまではどうも結びつくことができないというようなお話がありました。

そういった中で、できれば求人案内を張り出すだけではなくて、そういった町の、どこまでできるかわかりませんが、対応で、就職を求めている人たちの、企業さんにももちろん同席をしていただくわけですが、就職説明会というような形で開いていただいて、そういったことに取り組めないかというようなお話もいただきましたので、ハローワークさんだけではなかなか難しいと。せっかく求人案内が出してあるのですから、そこら辺までのことを図っていただき、就職ができないかということを伺いましたので、ちょっと質問をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ハローワークの関係ですけれども、この件については、ほかの議員さんからも以前質問をいただきました。そのときもお話をさせていただきましたけれども、いろんな情報量というのは、町と比べましてハローワ

一今のほうが圧倒的に多いわけです。それで、ハローワークの中に来る情報を、その一部といいますか、嵐山町に関係しているのではないかと思うような状況を町の入り口のところに、いただいたパンフレットを印刷して置いているわけですが、それはあくまでもハローワークにこういう情報がありますよということをお知らせするだけであって、そのところを嵐山町のどここの課でどうするという事ではないというのは、この前もお話をさせていただいたとおりでございますので、そういう案内ができるか、今まで以上にどういう対応がとれるかということがありますけれども、それを町の事業として窓口を設けてやるという考え方は、現状では持っておりません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、ないということですので、これはいたし方がないかなと思いますけれども、町民の声というものは、そこまである面では対応していただけないかということがかなり、張り出せばいいというものではないというふうに、まして今町長がおっしゃいましたけれども、嵐山町にある面では関係しているようなものがハローワークのほうから届いているということでもありますので、そういったことは、やはり町民にいたしますと、ある面では花見台関係も結構あると思います、私も見ていますけれども。そういった中で取り組んでもらいたいということだったのですが、これはなしということですから、検討する由もなしということによろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、どこまでこの行政というのがやったらいいのかなということなのですね。ハローワークが就職をあっせんする場ということで日本の国ではなって、それを国で進めてきているわけでありまして、そういう情報が市町村に流れてくると、その情報を町民に周知徹底、ハローワーク以外のところで町としてできる情報提供を町民の皆様に行っていると、そういう状況なのですね、今。その状況を、今のお話というのは、どこまでどうなのかということなのですが、町民が要望しているから窓口を設置して、それでその相談に乗ってやっていったらいいのかなというふうに今受けたのですが、そういうようなことではないのですか。それですと、ハローワークがやっている内容を、町の窓口でやるというようなことは今考えておりませんというふうに答えさせていただきましたので、もし違っていましたら、ちょっとお聞きをいただきたい。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 私のほうの質問も少しあやふやといいましょうか、質問の仕方が悪かったといいましょうか、それは随時窓口を開いてということだけでなく、冒頭に申し上げたのは、企業さんと企業支援課さんの関係ぐらいで、年に一度か二度のそういう説明会みたいなものが、催しができないかと、それを広報なりでお知らせをしまして、もし就職を希望する方は、玄関にもハローワークの求人は出ていますけれども、なおかつそれは新年度になるのですから、その以前に、前の年になりますけれども、その辺のところ説

明会みたいなものに来ていただいて、場所を提供してやれないかと、そういうような部分も含んでいたのですけれども、もう一度すみませんが、お願いします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 説明会ということですが、その説明会というものを具体的に教えていただけますでしょうか。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それは、求人をしている、ハローワークさんから来ている求人がありますよね、張り出してあるのが、そういった町内に関係している企業が就職者を求めているわけです。ですから、それに該当するよな、どのくらいあるかわかりませんが、そういった内容について、もちろん企業は自分でも来ていただけるというふうに思いますよね、そういったところで町民の方の就職を希望する方、なかなか希望しても就職ができないで、パート的なところで仕方なしというような感じの方がかなりふえています。

そういったところで、何人かでも採用されて就職ができればいいかなというところで、説明会というふうな大げさなことでもないけれども、こういうものを何時に企業さんが来て説明がありますから、もしご希望の方は何月何日、どこですよというようなことを掲載しながら、一人でも多くの方が就職できるようにやれたらいいのではないのでしょうかというふうに思ったので、就職の説

明というような言葉を使わせていただきましたけれども。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 企業の求人をする時期というのも、4月のときに、4月1日といえますか、新年度に新入社員を募集するというのは、これはどこでも、新入社員が4月というのは、これは決まっているかもしれませんが、この窓口のところに出させていただいているように常に1名募集したいとか、何名募集したいとかというのは動いているわけでありまして、ですからどこの企業のときにやったらいいのかとか、どういう人数が集まったときにやったらいいのかとかいう、非常にタイミング的にも難しい部分があるかと思うのです。それであれば、よりハローワークへの案内というようなもののほうがより親切なのではないかなというふうに思っているのです。それで、それらについて対応を図っている。それで、入り口のところにパンフレットを入れさせていただいている。それで、その減りぐあい係がチェックをしているというようなことでしているわけです。

それで、細目については、係の窓口のほうまでお願いいたしますというようなことも書いてあるわけですが、紙というか、プリントしたものをお持ちいただくだけの人、また窓口のほうまで話をかけていただく人とあるわけですが、窓口のほうに聞いてみますと本当に少ないという話なのです。だから、そういうふうに来てもらったものについては、ハローワーク等に連絡をしたりとかそういうような対応はとっているわけですがけれども、そういう人は比較的少な

い。紙だけ、そのプリントした内容のものだけ持っていったいていて、というのが状況のようでございますので、議員さんおっしゃるような状況、町民の人の要望というか、希望がより多くなってくるということであれば、どういふふうな形でそういうものを実施したら、より効果的かということも検討の上で、実施ができるものならしていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 町の方向、町長の考えといいたいまいしょうか、そういうものは大体わかりましたけれども、窓口にはまだ、ある面では、用紙はいただいても、窓口へ行って説明をしていただくというところまで、いずれにしても行きづらいついいうか、入っていきづらいついいうか、そういった部分が一つ。

それから、町での、知っている方は知っていると思いたいまいけれども、玄関のところに張ってあることすらわからないという人もいたいわけです。そして、町のほうでは、そういった対策みたいなものはとっていないのですかとかそういうような言葉がかなり出てきていますから、それで今就職のある面では、花見台工業団地なら工業団地の関係の新年度採用する方につきましては、町民ホールか、あるいはどこか町の施設を利用させていただいて説明会みたいなものを行ったり、あるいはそれを広報か何かでお知らせをしたり、町のほうでもハローワークの関係は玄関にも張ってありますよとか、そういうものの方向でもう一步踏み込んで、町民の人たちの雇用がある面では安定してくれば、個人町民税も上がってきてよいのかなというふうには思っています



ので、お尋ねをさせていただきましたけれども、そういった方向性がもし見え  
ましたらということですから、そのときには取り組んでいただきますようお願い  
をいたしまして、終わります。

それでは、続きで雇用の関係なのですからけれども、そうしますと税収の関  
係、個人住民税の関係についてもですけれども、今の関連でつながってしま  
いますけれども、町のほうは、窓口対応までは余り来ない、ハローワークの  
関係については張ってある、そういったことで、それ以上についてはもちろん  
把握はしていないということですよね。紙を持っていっても、再就職ができた  
かできないか、町で対応していないくらいですから、そこまでの把握は行っ  
ていないし、町が対応すべきではなく、ハローワークのほうがすべきだとい  
うふうなお考えでよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、少しつこくお尋ねをさせていただきました  
けれども、非常に厳しいというような就職というものが目前にかかわって  
きている人たちも、かなり若い方ではおりますので、ぜひ今質問をいたしま  
したようなことにつきまして、対応のほうもありませんときにはしっかりと  
いただき、また先ほど申し上げました、できましたら広報か何か、そういう  
ものにもお知らせしていただけるような方向でもとれましたら、ぜひとも願

いをしておきたいと思いますので、よろしく願います。これは、要望等で結構でございます。

それでは、もう一点、町長さんは安心した暮らしというような、これも重点施策だというふうに述べております。そういった観点から質問をさせていただきましても、まず安心をして暮らすためには、自分自身の取り組みとか、しっかりした考え方といえましょうか、そういうものももちろん踏まえてでございますけれども、町ではいろんな事業を展開しておりますけれども、特に高齢者がかなり、30%近くになってくるといふこと、それから少子化ということがございますが、この安心した暮らしの中で、高齢者と子供の関係で結構ですけれども、予算を計上しながら事業を実施しているわけですが、特に重点的に高齢者の部分では予算はこういう事業に、全部が大事ですけれども、重点を置くと、子供のほうへも置くというふうなものが、21年度と今年度の22年度を比べまして、もしあるようでしたらお尋ねします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話をいただきましたように、細かい内容について予算特別委員会を4日間開いていただきまして、細かいところまでご検討をいただいているわけでございますが、そういう中で今お話でございますが、高齢者に対しましては、防災関係、それから閉じこもり防止等の解消を目指して、めざせ100歳の事業、あるいは高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯の見守り活動、あるいは今も話が出ました路線バスへの補助、それからこれも

地域から希望が出たものについて全箇所対応が済みましたが、集会所のトイレの洋式化、これが私とすると大変大きくありがたいご理解を議会でいただいたなというふうに思っております、これもできたというようなこと、ハードマップの配布もできた、それからいろんな高齢者の対策が進むような地域の意識の醸成といいますか、そして基本的には、毎々お話をさせていただいておりますように向こう三軒両隣といいますか、それぞれの地域、そしてご近所でいろんな形の情報、見守り、おつき合い、そういう中の地域のきずなづくり、そういうものが図っていかれたらいい、そういうようなものを中心に今年度も進めさせていただきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、予算審議が終わっておりますので、事業的なものあるいは予算的なものはわかりましたから結構ですけれども、そうしますと高齢化が進んでいる中で、地域ともちろん一体的に行っていかなければならないということは承知はいたしておりますけれども、これを把握してきておりますが、これを把握するときに区長さんだか、民生委員さんだか、そういった町がある面では主導的に行ったというふうに思っております。

そういった方たちというのは、役職が終わりますと、次の新しい方にかわるというようなことが多いというふうに思っておりますけれども、その方たちがもちろん中心になって把握をしてきたと思いますが、さらにそういう役職の人プラスアルファというような形でも、その地区はその地区のリーダーといい

ましようか、中心といいましようか、そういった方たちをつくっていくようなお願いをしていくというのでしょうか、そういった考えがあるのでしょうか。いろんなさまざまなボランティアというものは、50 団体ぐらいあるということは承知していますけれども、特に安心した暮らしをするには、隣同士というような形ですと、まずは細部に分けての把握が必要かなというふうに思っていますので、お尋ねします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 高齢者の把握ということでございますけれども、これも毎回お話をさせていただいておりますが、行政のほうでつながりが持てるというのが医療関係でつながりがある人、病院とか、それから介護関係に入ってしまった人が関係ができるというのが社協でありますとか、こういうヘルパーさんに行っていたいていいるところだとか、介護施設とかかわりがある方だとかという方はそれなりに把握ができます。

そのほかの人、健康なご老人というようなものは、町とか、行政とかと全くというほどパイプがないのですね。ですので、地域の中でご交誼をいただいていない、おつき合いをしていただいていないご高齢のひとり住まいの方等は、特に連絡がほとんどとれない状況なのです。地域の人もかかわりがない、それから医療関係にもかかわりがない、介護関係にもかかわりがないということになると、元気なわけですから、全然かかわりがないわけなのです。そういう方が、昨年度等でも突然体調を崩して大変なことになってし

まうというような事態もあるわけでありまして、それらをこれからどうしていくのかというのは、町においても大きな喫緊の課題であります。それには、地域の人たちにお願いをすることが大きいというふうに話しております。

それなので、町で行っております地域のめざせ 100 歳ですとかいろいろな事業を行っております。また、社会福祉協議会でも行っている高齢者の事業がございます。そういうものにできるだけ参加といいますか、つながりが持てるような形の事業をこれからも積極的に進めていきたいというふうに思っております。把握という話がありましたが、そういうようなものが地域とかかわりを持てるような体制がとれていければいいなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 町長さんの答弁のとおりと私も感じておりますし、まずはそのような方向がよろしいのかなというふうに思っていますけれども、まだまだ元気なので、地域の方との、今町長がおっしゃいましたとおり関係がなかなか持てないですから、そののところはやはりもう少しお隣さん同士ぐらいの方が、私はリーダー的なことをまずは思っているのですけれども、これは社協さん、あるいは区長さんとか民生委員さんだけにお任せでなくて、ある面では地域的な人たちのボランティアさんの組織をつくりながら、いわゆるボランティアさんの活動がうまくできるようなことというのでしょうか、そういった仕組みもある面ではつくっておかないと、そういう会合みたいのところへ行ったときに、言葉を出したり、何か先に出てやったりしますと、なかなか難

しいという部分があるというふうに伺っているのです。

ですから、こういう地域リーダーみたいな方たちの講習というのでしょうか、地域リーダーの育成の講座といいたいでしょうか、そういったようなものを年に何回か、集中的にでも結構ですけれども、設けまして、参加していただくように。その方たちには、修了書というか、ちょっと言葉があれですけれども、何かこういったようなしるしのようなものを差し上げて、例えば私の近場でしたら、第9支部というところでそういう方たちがおりましたら、そういうところの講座のほうへ行って、地区でボランティアをやりたいと。

もっと大きなのでしたら区とかというふうになりますけれども、そういったところに、やはり何かのこういう目印ではないのですけれども、そういうものが施策としてできれば、もっと入っていったの活動、それから受ける方々も、ああ、あの人はそういうふうなことなのだからというふうに、素直に、ストレートにお互いが出入りができるというふうに、実際にやっている方たちからもそういうお話も聞きましたし、私がたまたまそういう場所に行ったときもそういう言葉を、受ける側も何で、きょうはとかというような形がありましたが、何かこういったようなものがあれば、「うん、私もこういうのに参加して、こういうふうな形できょうは」と言えるというか、そういったようなことがあるというふうにも伺っていますし、私も感じたことがありますけれども、そういったような方向を町は考えてはおりませんか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 まさに議員さんおっしゃるような内容のことを町政の基本に置いてやらせていただいているわけです。というのは、協働と何度も言っていますけれども、地域の中で地域経営という考え方でいきましょうということで、これは総合振興計画の策定段階でそういう方向をとってまちづくりをやってきているわけです。それには、今地域のまちづくりコミュニティー事業でございますとか、いろんなことをやっていただいております、それで地域に対する思い方、嵐山町、この地域に対する思い方、そしてその中で自分がどういうことをやれるよ、やってやるよ、こういうことをやってもらいたいよというような意見を出し合う中でやっていくのが地域経営ということでございまして、それには実際こうやっていただいている。

それで、今のお話ですが、役職だけではなくて地域のそういった役をやっていただけるような人を、講座などをつくって、やって養成をしていったらいいのではないかとということでございます。そういうことも必要だと思うのです。それには、今お話しさせていただいたように、地域に対する思いというようなことで、既にボランティアみたいなことの話も出ましたが、そういう形が出ていって、いろんな福祉のボランティア等にも積極的に出ていただいて、めざせ100歳ですとか、そのほかの事業に出てきていただいてお手伝いをしていただいている人等々、ほかのところでもやっていただいております。

そういう中で、その講座を開いて役職外にやっていただく人をということでございますが、それは必要だなというふうにも思う反面、ちょっと難しい部

分があるなというのも1つ考えます。というのは、願いをした地域の人たちが、そうすると区長さんあるいは民生委員さんという連携をとっていったらいいのか。町では、区長さんあるいは民生委員さんにこういうことをお願いしたいと、お願いしますよ、やってあげますよということでやっていただいているわけですので、違う人のところにまた同じようなことをお願いするということは、ちょっといろいろ難しくなるかなというようなこともありますので、おっしゃる内容というのはよくわかっているような気がするのですが、どういうふうな方向で詰めていったらいいのか、それは今後の検討課題かと思っておりますので、ご趣旨はよくお承りをいたしておきたいと思えます。

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時58分

---

再 開 午前11時13分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の質問を続行いたします。

では、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、予算編成の中の①の関係につきましてでしたけれども、安心した暮らしということで、私はもちろん区長さんが中心になって、あるいは民生委員さん、社協さん等が中心になって、いろんな



ものに取り組んできているということはよく承知してはいますが、そのほかにできましたらリーダー的な人たちも加えていただいて、そういった方向で今後とも検討していただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、子供の関係なのですけれども、最初の答弁の中でございましたので、これは結構でございます。

②に移らせていただきます。②の事業の見直しの関係でございますけれども、政権が交代したということがありまして、事業仕分けというような言葉がある程度町民あるいは国民等にも浸透してきたようではございますけれども、この中で21年度に比較いたしまして22年度は、特に町ではどんな事業を対象に、あるいは基準にいたしまして廃止と削減が行われたのかお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

まず、予算編成の関係でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように廃止をさせていただきましたものは、在宅介護支援センターの助成金ということでございまして、町の包括支援センターが充実してまいりまして、在宅介護支援センターの役割が少なくなったということで廃止をさせていただきました。

政権交代によります影響ということも、次の都市整備計画等もあります

が、そのほかにも予算審議の中で少し申し上げましたように保育所の階層区分、これが国のほうが7から8階層に変わったということもございます。階層が1つふえることによりまして町の負担分がふえると、そういうこともございます。そういった国の動向あるいは各課の予算ヒアリング等を実施しながら、最終的に予算編成をさせていただいたということでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、今ご答弁いただきました、その結果ですけれども、これは全課あるいは局ですか、全課局に廃止あるいは削減がどのくらいあったのかお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 全課局、当然ヒアリングをさせていただきました。今のご質問は、全課局でどのぐらいの削減かということでございますが、今全課局でどのぐらい、幾らという形で把握はしておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、把握ができていないということですからいたし方ございませんけれども、もちろんそうなりますと、予算的な、金額的なものも把握はできていないということでしょうか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 削減額あるいは廃止額の総額について、削減額ですね、その総額については、すべて把握をしておりません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、予算編成が行われて可決した場合ですけれども、基準とか重点は、どこら辺に置いて財政の健全化を図り、22年度は予算計上が行われたのかお伺いします。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

重点は、どこかというようなご質問でございますが、先ほど町長のご質問の中にごございました施政方針に基づきまして予算編成は行ってございまして、雇用の確保、安心した暮らし、未来を支える子供、これをこの予算の基本的な考えのもとに予算編成を実施いたしました。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ありがとうございます。

それでは、大きな2番ということをお願いいたします。都市再生整備計画の関係でございますけれども、中央地区につきましては、19年度から23年度までの計画だということで実施中でございます。

それで、伺いますけれども、21年度から22年度にかけての継続事業というのがあると思いますけれども、何本ぐらいありまして、新規事業はどの

くらいあるのか、あるいは全体的な事業の補助金の額、あるいは起債額、あるいは一般財源はどんなふうを考えて、どんなふう補助金 coming しているのか、あるいはどんなふう起債を起しているのかお尋ねを、金額的なもので結構ですけれども、お答えください。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたが、21年度から繰り越しをさせていただいた事業、これが4事業ございまして、幹線道路の整備事業、町道2-21号線整備事業、それから平沢土地区画整理事業の補助金、防災施設の整備事業として防災広場の整備工事、防災倉庫の新築工事、そして(仮称)ふれあい交流センターの建設事業と、この4事業が21年度から22年度へ繰り越しをさせていただいた事業でございます。

そして、21年度から23年度という形で継続している事業もございます。それをちょっと申し上げますと、中央地区では町道菅谷の45号線が21から23、菅谷の東西線が19から23年度、菅谷の3号線が21から23年度、駅前深嵐線が21から22年度、それから幹線道路整備事業の2-21号線が20から23年度、区画整理整備事業につきましては19から22、ふれあい交流センター整備事業は21から23年度、北部地区では古里の100・110・114号線が22から24、越畑の142号線が22から23、吉田の300号線が21から22、1-3号線が22から23年度、広野2区の親水公園に

つきましては 21 から 22 年度、金皿山の里山公園が 22 年度ということになります。

事業費の関係でございますけれども、平成 21 年度末ということございまして、事業費が中央地区で、19 年から始まっているわけでございますけれども、10 億 9,687 万 5,954 円、進捗率は 50.0%と。この内訳でございますが、補助金が 6 億 350 万円、起債が 3 億 7,010 万円、一般財源が 1 億 2,327 万 5,954 円でございます。北部地区でございますが、事業費が 21 年度まで 5 億 1,049 万 8,668 円、進捗率は 40.0%、補助金でございますが、1 億 8,800 万円、起債につきましては 2 億 3,550 万円、一般財源が 8,699 万 8,668 円というふうになっております。

以上です。

○藤野幹男議長 ちょっと松本議員に申し上げますが、予算審議とダブっている質問もございますので、考慮をお願いしたいと思うのですが。

どうぞ、松本議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、議長のほうからのご指摘がございましたけれども、続けさせていただきますが、違う角度からお尋ねさせていただきます。

そうしますと、かなりの起債的なようなものもありますけれども、これは、計画的には何年度までには償還できるかというようなことをちょっとお尋ねしたかったのですが、よろしいでしょうか、お尋ねさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 このまちづくり交付金の起債につきましては、3年据え置き15年償還ですべてでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ありがとうございます。

それでは、大きな3に移らせていただきますけれども、児童公園の関係なので、先ほどご答弁をいただきましたけれども、再度の質問をさせていただきますが、これは、特に子供さんたちがブランコあるいは鉄棒、あるいはその他のもので、遊具的なもので、児童公園ですから、もちろん遊びますけれども、事故が起きてからではやっぱり大変なことにつながりますが、これは定期的に、先ほどのご答弁ですと、地元あるいは区のほうというようなお話等も出ていましたけれども、町のほうでは定期的には点検なさっているのか、まずお尋ねをいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

定期的な点検ということでございますけれども、定期的には、年に1回は必ず本格的な点検を行っております。あとは、随時行っているというような状

況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、この児童公園に対して区のほうから土地の提供があったかなというふうに思っているのですけれども、そこへ遊具を設置いたしまして、21年度だったと思いますけれども、また区のほうにお貸しするというようなことがあったかなと思いますが、ご答弁いただけますでしょうか。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 この遊園地の整備事業の実施要綱でございますけれども、これにつきましては、町が遊具を取りつけまして、それで区に貸与するというような規則になっております。そして、管理につきましては、一切区が行うというように要綱になっているわけなのですけれども、実際に町のほうが貸与しているという関係がございまして、点検だとかその辺もかかわっているというような状況でございます。

それで、21年度ということでございますけれども、とりあえず基本的には、町が設置して、それで地元のほうに貸し出すというようにございますので、21年度についてのその辺の把握はちょっとされておられません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 区のほうから土地の提供というようなものを、児童公園に使っていただきたいというような申し出があつて、そこはなかったということでしょうか、そこをちょっとお尋ねしたかったのですけれども。それで、もしないのならなしということで、私の勘違いかもわかりませんからお答えいただき、あるということでしたら、どのくらいの平米数があつたのかお願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 今ここには、21 年度の関係の資料的には持っておりませんので、その辺は把握しておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、ただいまのご答弁ですとわかりませんので、後で結構ですから、もしはっきりいたしましたら教えていただければと思っていますけれども、お願いいたします。

それと、管理事業費ということで 30 万円というようなものが計上になっていきますけれども、31 カ所が 30 カ所ということになったというようなご答弁でしたが、これで定期的には年に1回ということですが、30 万円の管理事業費ということですので、とても 30 カ所、全部が悪いという意味ではありませんが、定期的に点検をして足りるのでしょうかというふうになんてお聞きしたい



のですけれども、足りていますか。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 21年度の今までの状況でございますけれども、公園につきましては、平沢の児童遊園地、これについては、碎石を入れたり、ブランコの関係を修理させていただきました。それと、宗心寺内の児童遊園地につきましては、砂の入れかえだとか、それと志賀1区第1公園ですか、これにつきましては、滑り台、ブランコ、それとさくとか手すり、サッカーゴール、その塗装だとかそういう修理をさせていただきました。それと、千手堂、2区集会所わきの児童公園、これにつきましても、滑り台の塗装だとかそういうものをさせていただきました。そういう関係で、実際には30万円以内でおさまっているというような状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、子供さんのためにも一生懸命対応ができたということですので、喜ばしいことというふうに思っています。

それと、一度撤去したところへ再度区のほうからの要望がありまして、設置をしたというような経過があったかお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 今ちょっと私のほうが聞いておりますのは、遊具を危険な遊具ということで撤去させてもらって、再度つけたというのは、近

いというか、21年度においてはございませんでした。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ありがとうございます。

それでは、最後の4番ということになりますけれども、よろしく願いいたします。介護予防の関係なのですけれども、先ほど町長さんもお答弁していただいた中にございましたけれども、めざせ100歳事業というようなもののお答えがありました。これは、介護予防と一般高齢者の事業というふうに、地域が中心になりながら、生きがいあるいは健康の増進事業ととらえながら行っているというふうに、町では全体的に、全町で行いを進めているということだというふうに認識をいたしておりますが、A地区からI地区までが実施だというふうになっているようですけれども、実績的には、少し減少というふうにも思っておりますが、この要因はどんなものが考えられるのかお尋ねをいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 めざせ100歳事業の参加の低さということでしょうか。そうではなくて、全体的なということでしょうか。

○藤野幹男議長 松本議員、もう一度質問をお願いいたします。

○12番(松本美子議員) すみません、めざせ100歳事業について実施を

いたしておりますけれども、その実施区域は、A地区からI地区だということ  
で報告が出ていますが、少し実績的には減少ぎみではないですかということ  
をお尋ねしたいのですけれども。それで、その減少ぎみについては、何か特  
別な要因というようなものがあつたのかなというふうに考えていますので、お  
尋ねをしています。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ただいま私のほうで答弁をさせていただいた中  
で、地区につきましては、これまで平成 17 年度から5年間やってまいりまし  
て、12 地区が開催をしております、全体ではまだ 35 地区あるわけですか  
ら、これから進めていく中で全体的に広げていくというふうな事業になってお  
ります。特に参加者のほうが狭まっているというふうなことはございませんで、  
全体的に全員の方が参加というふうな形はとっておりませんけれども、自分  
の都合のつく範囲の中でなるべく参加をいただいているというのが現状でご  
ざいます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、この目的は、100 歳事業につきまし  
ては介護予防で一般高齢者の事業ということですから、多くの人たちが参加  
をして元気であるということが目的になるわけですがけれども、なぜこういう質  
問をするかというと、実施場所が区の単位なのかなというふうにも思ってい  
ますので、そこまで出向けない方たちもかなりいるわけです。

町内ですと、それは可能なのでしょうかけれども、私たち北部のほうに住んでいますので、区の公民館といいたいでしょうか、そこまで出向いていくこと自体がなかなか行けないのだと、そういうことで、特に高齢者の方たちは昼間は、農村部といえども家族構成は整っていますけれども、お一人で生活している方が多いので、こういう100歳事業や何かを身近でもっとやっていただければ、足の心配も余りないので、参加ができるというか、したいというか、そういったことを伺っていますので、お聞きしているのですけれども。

これをもう少し細かくというのでしょうか、だから私さつきも、ちょっと戻ってしまってすみませんが、地域にリーダーというものを、区長さんとか、あるいは民生委員さんばかりでなくてそういうような形、ここでお伺いしたかったのですけれども、ちょっと町長さんとのお話が早かったものですからすみませんでしたけれども、そういうふうに感じているので、こういう100歳事業や何かはもう少し、区単位でなくても、これからの方向としては考えられますかということでお尋ねします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 これまで実施しているこの100歳事業につきましては、区ごとに、ただいま議員さんのほうからお話がございましたように区単位で行っておりまして、その地元の集会所等を使って実施しているのが現状でございます。それをさらに細かくというのですと、なかなかこの集まりというのが難しくなりますので、区単位が適当ではないかというふうに考えて

いるところでございます。

足の確保というふうなことになりますけれども、現在は、送迎等は行っておりませんが、地域の方々のお互いの相互扶助というのでしょうか、そういった中で、そういった送迎や何かをお互いに助け合うということもコミュニティーの一つというふうにご考えておきまして、そういった形で実施をしているのが現状でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、引き続きお伺いをいたしますけれども、17年より実施を行いまして、12地区が実施をしているということでございました、ご答弁がありました。そういった中で進め方なのではございますけれども、取り組む方法をお伺いしたいのですけれども、取り組めなかった地域では、もう少し浸透していないのか、あるいは何らかの地区的な問題が起こっていて取り組みができなかったのか、この100歳事業の取り組みの進め方をまずお伺いします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 昨年度というか、昨年春に私も各地域のところに、まだ実施をしていない地域のところに依頼のほうをさせていただきました。そういった中でやはり問題になっているのが、町のほうの事業をいろいろ受けている地域が多くて、この100歳事業を受けるのが今年度はちょっと

無理だというふうなことで断られる地域が大変多かったのを感じております。

そういった中で、できれば21年度中にその事業の見直しを行いまして、目的を1つとしているような事業につきましては、少し整理をさせていただくというふうなことをさせていただきたかったのですけれども、その辺がちょっとまだ進んでおりませんで、今後は、介護予防、健康づくり、地域のコミュニティというふうな目的があるわけですが、そういった事業を1つにまとめてとかいろんなやり方があると思うのですけれども、そういった整理をさせていただいて、地域でも受けやすい体制づくりというのも見直しの一つというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そういった取り組みなかったところには、それなりの理由があるということはわかりましたけれども、それを踏まえて、何かちょっとしつこいかなというふうにも思っていますけれども、やはり役職の方たちだけでは無理な部分が、いわゆる区長さん、民生委員さんという形とか、社協とかということになりますけれども、そういった方たちのほかに何人か地域の方をお願いしていく方向で今後も考えていけるかどうかということをお尋ねします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 この事業に限らずいろんな事業について、やは

り窓口を区長さんですとか役職の方をお願いをしているのが現状でございます、ただそれですと、なかなか集中してしまって難しいというのはあると思うのですけれども、その地域の中でそういった受け入れ態勢というのをつくっていただけると、こちらもスムーズにその事業をお願いできるのかなというふうには感じております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) どうもありがとうございました。ぜひそのような形で取り組んで、多くの方たちが介護予防に参加をしながら元気で暮らせるというふうな方法でお願いできたらと思っていますので、お願いをいたします。

それから、配食サービスなのですけれども、ご答弁がございましたから、65 歳以上のひとり暮らし高齢者が対象者ということはわかりましたので、結構でございますけれども、事業費の関係なのですけれども、若干ですけれども、22 年度はふえているというふうになっていると思いますが、これはそういう対象の方がふえたから、もちろん配食の関係がふえるので、ふやしたというふうなことなのでしょうけれども、まずは 22 年度は何人分を想定したのでしょうか。

○藤野幹男議長 松本議員、これも一応予算のほうの関係があるのですが、今調べていますが、予算審議の中でこの前、一応は.....。

では、答弁お願いします。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 昼食につきましては、一月 490 食を予定してございます。それから、夕食につきましては、一月当たり 270 食を予算計上させていただきました。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ありがとうございます。

それで、配食サービスを受けようと思う、もちろん 65 歳以上で一人だとかということで、高齢世帯とかということで該当する方で、元気だったのですけれども、けがとか、あるいは病気が突発的にぱっと出たと、一人ですから食事もつくれないと、そういう方もいますよね。そういった方たちの対応なのですけれども、どんなふうに行っているのか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 基本的には、申請をいただきまして、決定してからというふうな形をとっているわけですがけれども、緊急の場合には、すぐにその翌日あたりから配食のほうはお願いをしております。それは事業者のほうも、こういった高齢者を対象にした事業でございますので、緊急の中止ですとか開始というのは踏まえていただいておりますので、すぐに対応ができるというふうな体制をとっております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ありがとうございます。



それでは、②なのですけれども、独居世帯と、それから高齢者世帯の件ですが、これは障害者も関係してくると思いますけれども、この世帯を把握しているわけですが、これは把握とともに個人情報というようなものにもつながってくるかなと思います。特にこれを把握するときに注意を行ったと思いますけれども、流出するようなことがあってからでは困りますので、どんな点に注意をなされたのか。特に私は個人情報につきましては、ちょっとぴりっぴりしていますので、すみませんが、お答えいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 防災カードをつくるに当たっての個人情報をどんなふうに注意をしたかということでございますけれども、最大限の配慮をしたということでございまして、記載されている内容が、例えば隣組長さん、あるいは区長さん、あるいは町というふうに来るわけですが、その途中で目に触れないように袋に入れたりですとか、あるいは個人の方で、自分のひとり暮らしの情報が外に出ると非常に心配だという方は、町に防災カードの提出をなされなかったわけですが、そういった場合は、地域において民生委員さんが把握している情報を、町に来ていただいて提供していただいたりとかそういうふうな形で具体的にはやったわけですが、今議員さんにお尋ねいただいたような部分には、十分注意をして防災カードづくりが行われました。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、町は、国からですけれども、避難の支援計画の策定というものがあると思います。そういったものをどのくらいまで現時点では把握をしながら進んでいるのか、あるいはそのときには、今も個人情動的なものを聞きましたけれども、最大限の努力をして流出しないよ  
うにということですから、もちろんこれのときもそういった観点から行ったとい  
うことでよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 災害時に自力では避難できない人たち、こういった  
方々の把握については、一応防災カードづくりにおいて行われました。この  
情報を地域と町が共有化しておるわけでございますけれども、一朝有事の  
際に、これを避難支援にどう生かしていくかということになるわけでございま  
すけれども、それについては具体的な計画、要援護者支援プランというのを  
これから策定をしていくということで考えております。その中でいろいろ検討  
させていただきたいと思っております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、防災カードまでの作成はできました  
けれども、災害時に援護が必要な方の高齢者あるいは障害者等の避難支  
援計画はこれからということですか。

そうしますと、国のほうでは2009年度末を目標ということであったと思います。それで、市区町村の場合には23%ぐらいがおくれたということで発表がありましたけれども、県内で見ると22の市と町が、2009年度末までには間に合わないという形のところに嵐山は入るということでしょうか。

そうしますと、2010年度までの策定が、2009年度の策定の中で31の市町村が策定が済んでいるのですけれども、これからということになりますと、ちょっとおこなっているのかなと思いますし、県内で見ましても17の町村が2009年度内には予定ということで、48の町村が避難の支援計画等が整うということですが、今申し上げたようなことをかいつまんで申し上げましたけれども、これからというのでは少しおこなっているという結論でよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 災害に関しての町の備えになるわけでございますけれども、要援護者の支援プランの策定は、現在その策定を目指しております、そのプランができてから、一般的にはですよ、それから要援護者の把握、そして具体的な個別の計画の策定というふうなことになるわけですが、嵐山町で現在進んできておりますのは、先ほど申し上げましたけれども、防災カードづくりによって要援護者の把握が一応できたというふうなことでございまして、災害が発生したときに自主防災組織がその機能を発揮してそういった方々を助け出す、避難誘導する、救援活動を行う、そういう組織づくりも

進んだということをごさいます、我々が考えておりますのは、非常に町は前進をしているというふうに考えておまして、ただ今お話の新聞発表になった避難支援プランというものが、目指しているものが、埼玉県内の中では嵐山町は今策定中というふうなことになっておまして、そういった面では、プランの策定は若干おくれぎみかなと思いますけれども、それ以外の実務的なことは、他の団体に先駆けて嵐山町は進んでいるというふうに考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、④番の新事業の高齢者対策ということでお尋ねをします。

これは自主的な返上ということですので、年齢は70歳というようなことの答弁等がありました。そうしますと、今年度は、これはわからないと言われてしまえばそれまでなのですけれども、自主返上ですから、該当者といいましょうか、その辺はどうなのでしょう。

それと、それについて住民基本台帳のカードを写真つきで無料にてということですから、予算的なものも伴うかなと思いますけれども、お答えいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、対象となる人数がどのくらいかということですが、今議員さんのお尋ねにもありましたように、本町で自主返納されている方の人数というのはちょっと把握してございません。この間の予算審議の中でちょっとお答えをしましたように、入間市がこの4月1日からこの制度を導入するというので、入間市の調査した結果ですと、入間市で自主返納されている方が約50人ぐらいというような新聞発表がございました。ちなみに、入間市の人口が15万人でございます。本町が約2万人弱と。その比率からいきますと6.3人というふうな計算になるわけですが、それが当てはまるかどうかということについては全く把握してございません。一つの目安ということでございます。

それから、予算的な関係でございますが、先ほど答弁でもお答えさせていただきましたように、こちらにつきましては、手数料を免除させていただくということで、改めて経費をかけるというよりは手数料収入が、自主返納された方に住基カードを発行した場合に1枚500円の手数料になりますが、この分が手数料として入ってこないというような予算になってございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでございました。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時52分

---

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 川 口 浩 史 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

初めに、保育所入所についてであります。民主党政権になって子育ての重要性が強調されるようになりました。子ども・子育てビジョンが閣議決定され、子供を大切に作る社会をつくりたいということでもあります。子ども・子育てビジョンの策定に向けて意見募集には、保育所、幼稚園、放課後対策が最も多く、3割を超えていたとのことです。その中の保育所入所は、今日本が抱えている大きな問題であると、課題であるということが言えると思います。

町長は、今年の施政方針の中で未来を支える子供という項目の中で、子育て施策は喫緊の課題としております。町長がこの課題に取り組む気持ちの強さがあらわれていると思います。

さて、私のところにある町民から、子供を保育所に預け、自分は仕事につきたいということで、こども課に相談をしたそうです。あいにく町なかの保

育園は、定員に達しているため、しらこぼと保育園を紹介されたそうですが、しかしこの方は車に乗ることができません。

そこで、ご質問ですが、しらこぼと保育園にバスを走らせ、送迎をするべきではないかと考えますが、お考えを伺いたいと思います。

それで、議長に、①番、②番、④番につきましては、追って質問いたしますので、よろしくそういうことでお取り計らいいただきたいと思います。

2番目の質問であります。介護保険の要介護者の税の控除についてであります。65歳を過ぎて体が不自由になった場合、介護保険は大変ありがたい制度ですが、しかし費用がかかり過ぎることなど大きな問題もあります。多くの方は、年金生活のため、活用できる控除は最大限利用し、少しでも生活を守っていき、豊かに生活をしていきたいというふうに考えております。そういう中で、要介護者の障害者控除という制度があり、嵐山町も控除の要綱を昨年つくりました。

そこで、ご質問ですが、この要綱は、要介護1から対象になっているのでしょうか。また、現在の要介護者の1から5までの方が仮に対象になった場合、幾らの控除になるのか伺いたいと思います。

最後に、公契約条例についてであります。これは12日の渋谷議員の一般質問でも質問がありました。このときの答弁が、入札参加者心得があり、これで十分だということで制定の考えはないということでありました。しかし、心得はまことに弱いもので、条例化が必要だと思えます。答弁から5日たち、

お気持ちの変化もあると思います。初めに、条例化の考えを伺いたと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小林子ども課長。

○小林一好教育委員会子ども課長 それでは、大きな1番の保育所入所についての③番についてお答えをさせていただきます。

ご承知のように現在嵐山町につきましては、4園ということで保育所があるわけでございます。このうち3園は、市街化に近いところと申しますか、中と申しますか、そういったところにあるわけでございますけれども、議員さんのほうからも、しらこぼとというようなことで、しらこぼとにつきましては北部のほうに位置して、この嵐山郷のほうにあると、こういうことでございます。

そういった中でお尋ねのほうにつきましては、いわゆるバスでの送迎をというような意味だというふうに思うのですけれども、現在のところ予算的な側面あるいは公平的な側面等々も考えて、バスでの送迎という考え方というのは、今持ち合わせていないというふうな状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、ナンバー2の要介護者1から5までの全員が障害者控除の該当になった場合、額は幾らになるかということでお答え



いたします。

まず、先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、町では、昨年7月に嵐山町障害者控除対象認定に関する要綱を公布し、施行しております。概要については、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けており、身体障害者手帳等をお持ちでない方に、申請により毎年12月31日現在の状況により判断し、嵐山町障害者控除対象認定証を交付するものです。

なお、要介護度で普通障害者、特別障害者の区分はしておりません。

これらの認定証を要介護高齢者、またはその扶養者が所得税の確定申告または住民税の申告時に添付していただくことにより、所得控除を受けることができます。嵐山町の要介護認定を受けている方は、平成21年12月31日現在、要介護1の方が70名、要介護2の方が104名、要介護3の方が96名、要介護4の方が80名、要介護5の方が57名で、合計407名おられます。

その中には、障害者手帳をお持ちの方も集計されております。仮に要介護1から3までを普通障害者、要介護4、5を特別障害者と認定した場合の障害者控除額、これは所得控除になるのですけれども、それについて申し上げます。

まず、要介護1から要介護3までの方が270名おられます。所得税の普通障害者の控除額は27万円です。これを掛けますと7,290万円、住民税の普通障害者控除は26万円です。それを掛けますと7,020万円。それと、

要介護4、5の方は137名おられます。所得税の特別障害者控除は40万円です。これを掛けますと5,480万円です。住民税の特別障害者控除は30万円です。これを掛けますと4,110万円。所得税の控除が、普通障害と特別障害者の控除額が合計で1億2,770万円、住民税においては1億1,130万円、所得税、住民税を合わせると2億3,900万円の控除になります。この今申し上げました金額は、あくまでも所得控除額であります。

税の影響となりますと、個々に抽出しませんとこれはわかりません。現に先ほど述べた中には手帳を持っている方がおられまして、もう手帳を持っている方は、申告時に控除を受けておられます。また、現在課税になっている方は、認定証を持ってきていただければ税が安くなり、影響がありますけれども、現に非課税の方については、もう認定証を持ってこられても税の影響はありません。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 公契約条例の制定が必要だと思うがという質問でございます。

過日、渋谷議員さんからもご質問がありましたとおりでございまして、同じようなお答えをさせていただきたいと思っております。現状、町が発注する工事請負あるいは業務委託契約に関しましては、経済性の面と契約の適正な履行の確保、この面を重視しております。平成21年4月に契約約款の見直し

を行いまして、労働基準法、最低賃金法等の労務に関する法令上の責任について明記をし、契約の相手方に対し遵守するように徹底をしているところでございます。

条例制定に関しましては、労基法、最低賃金法等の労働関係法令の整備が優先されるべきものであり、これまで契約の相手方に対して法令を遵守するよう徹底してまいりました。これらを踏まえまして、国における公契約法の制定に係る動向に注視をしてまいりたいと考えておりまして、渋谷議員さんと同じような答弁をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それでは、保育所入所から質問していきたいと思っております。

まず、各園の入所状況について伺いたいと思っております。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 各園の入所状況でございますけれども、申し上げます。

これは、2月の措置分の児童ということでご理解をいただきたいと思っております。まず、東昌保育園が現在73人、東昌第二保育園が66人、若草保育園が74人、しらこぼと保育園が47人ということでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 新年度の入所予定はわかりますか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、申し上げます。

東昌保育園が 65、それから東昌第二が 60、それから若草保育園が 68、それからしらこぼと保育園が 34 という数字をつかんでいるところでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 先ほどの2月の時点と人数が少ないわけですがけれども、私に相談に来た人がどうして断られてしまったのか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 入園の年度当初、児童福祉審議会を持って、申し込みがあった中からいわゆる児童福祉審議会にかけて選考を公平にしていくわけでございますけれども、それらについては、入所の選考基準、優先順位等ありますので、そういったものに従ってということでございます。

産休とかそういう関係等で、やはり優先すべきものが、例えば5月とか7月ごろとか、そういう計画とかも考慮に入れながら対応していかなければなりませんので、そういったことも考慮した上での、ただ簡単に定員まで一番最初に全部詰め込んでしまえばいいというふうなことではありませんので、

その辺も考慮しながら対応しているというふうなことで、こういう数字になっているということでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、このまま希望者がいなければ入れるということではよろしいのでしょうか。もし入れるとした場合、何月から入れるのか伺いたと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 その辺につきましては、原則的に、今全体的な考えでいきますと、いわゆる待機児童というのはおりませんので、ですからそういった意味では、いつから入れるかということですが、今後の推移を見ないと何とも申し上げられないと。かなりやっぱり出入りというのがありますので、基本的には、保育所の場合には、これは法にも書いてあるのですけれども、日々という形で保育を実施するというふうなことでは、そういった意味では、出入り等もありますので、そういった推移を見ないとわからないと。

ただ、そういった場合でも、具体的にその方が、先ほども申し上げましたように選考基準の中の優先順位がどの程度の位置にしているのか、例えばそういう形で申し込み等があっても、やはり児童の生命に危険があるとかそういうふうなものが第1優先になっているわけではございますけれども、そういったお子さんが途中から来た場合には、どうしてもその方を最優先に入れな

くてはなりません。ですので、そういったこともありますので、ここでいつ大丈夫だというようなことは申し上げられないということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ②の待機児童、待機児童は今いないとおっしゃったのですが、ちょっと表現が悪いのですけれども、いずれにしても待ってもらっている子供さんというのは今何人いるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 現在のところ待ってもらっているのは、町内で9人という形でご理解いただきたいと思います。

ただ、これは先ほどちょっと申し上げたのですけれども、待機児童の条件の中に、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望しと、これはカウントしないということでございますので、公的にはないということですが、一応9人ほどはいるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、この9人の方は特定の保育所を希望しているということよろしいのでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 はい、そのとおりでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 9人の方がいずれにしても待ってもらっているということであるわけですね。そうすると、いずれにしてもこの方たちは、保育に欠けるということでは、断られたわけではありませんから、ということで認めているのだと思うのです。でも、入れないと。それで、優先順位というのが町にありますよね、優先順位について伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 これにつきましては、国のほうの基準等に照合して、町の中で内規的なことで入所基準というのは決まっていますけれども、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、これは第1優先から第11優先までということでございます。何点か申し上げたいというふうに思っています。

まず、第1優先、これは先ほどもちょっと申し上げましたように、保護者等による児童虐待等で児童の生命ないし身体が危険な場合、こういうようなことについては、最優先で対応したいと。それから、第2優先が生活保護世帯、それから第3優先が母子、父子世帯というふうな形でつながってきておりまして、第4優先が共働きということで、これは家庭外の労働時間で6時間以上就労する場合、それから第5優先、これは家庭内の労働時間、6時間以

上就労と、以下ずっとあるわけでございますけれども、そして最後に第11優先ということで、これは現在休職中というようなことでございます。

それで、9人という形でございますけれども、この中では第4優先、共働き6時間以上というのが3名おります。それから、8ですね、先ほど申し上げなかったのですけれども、これは家庭外で労働時間が4時間以上ということで、6時間未満になると思うのですけれども、これが第8優先、これが2人でございます。それから、第11ということで、これは優先順位が一番低いわけですけれども、休職中ということで、こちらが4人というふうな状況でございます。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、ちょっと町長に伺いたいのですけれども、若い夫婦に子供さんがいて、近くには親御さんもない、知り合いも余りいないという家庭もあるわけです。そういう方が子供を預けて働きたいのだと、そう思っても、子供を預けるのが先でなければ働くこともできません、そうですよね。いや、子供を連れて仕事に来なさいよという、そういう奇特的な会社というのは恐らくないと思うので、先に子供を預けないとだめだと思うのです。

現在、11番目に低いというのですけれども、やっぱりこういう人たち、働きたいという人たちは、かなりの順位を上げて保育所に入所させる必要があると思うのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。



○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 保育所の入所基準についてのお尋ねでございます。

嵐山町では、今まで優先順位を決めて、今答弁させていただいたような順位でやってきたわけですが、それを変えたほうがいいのではないかとのお考えですが、社会情勢というのは日々刻々変わっているわけですから、これに固定をするということもどうかというふうに考えますが、それらがおっしゃるような形で順位を変えることに妥当性があり、町民の多くの人たちからご支持をいただけるというような状況が生まれたときには、これを見直さなければいけないというふうに思っております。

しかし、現状がそれに合っているかどうかというのは、担当に詳しく聞いたり、あるいは状況等もより詳しく調べていく必要があるかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 子供を先に預けないと、仕事につくというのは、普通はだれでも知り合いとか親がいなければ無理ですので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それで、先に4番をちょっと質問したいと思うのですが、政府は、面積緩和をするということで2月の中旬ごろ、20日ごろだったと思うのですが、通知を出したということが新聞に載っていました。嵐山町の場合、この面積緩和

によって何人くらい多く入れるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 面積緩和によって何人が入れるかというふうなことです。公式的には面積、これは例えば申し上げますと、乳児室、これは基準で1人当たり1.65平米とか、あるいは2歳以上の保育室、これについては1人について1.98平米とかいろいろそういった基準で決まっております。そういった中で、今お尋ねの緩和ということで、公式的な通知等は、そういったことはまだこちらには届いておりません。

ただ、3月の1日付で保育所への入所の円滑化についてというふうなことでございまして、ちょっと申し上げますと、いわゆる保育所への入所の円滑化についてということで、これは厚生労働省の児童家庭局課長の通知なのですけれども、平成10年の2月に通知がありまして、この通知に基づいてずっとやってきたわけでございます。

この内容が、いわゆる定員に対する弾力化の運用と、弾力運用というふうなことがございまして、年度当初、これは定員に対しまして15%の増は、その範囲内でしたらオーケーですよ。それを過ぎますと、おおむね認可定員の25%増しはいいですよと、こういうようないわゆる弾力運用ということで通知が参っておりました。これが去る3月1日の通知では、この部分を削除するというふうなことで、一時的にはそういった意味ではかなりの定員を超えてもいいというふうなことです。

ただ、原則がございまして、いわゆる定員、これの120%、これが恒常的に2年以上続く場合、こういった場合には、定員の見直しとか、施設の改善とかして、そういったことをやりなさいというふうなことでございまして、若干お尋ねとは違うかというふうには思うのですけれども、そういう意味では、こういったことで通知が来ているというのは申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか、まだ具体的なあれはないですか。私が何かこれを勧めているような感じに受け取られると、ちょっとまずいのですけれども。

政府は、こういった面積緩和をして、ぎゅうぎゅうに詰めて、今待機児童を少なくしようとしているわけですが、専門家によりますと、子供同士が余り近い距離に長くあった場合、やっぱり異常行動を起こす例が多いと。かみつきやひっかきだとかという相手を遠ざける、そういう行動をとる子供が多いということなので、余りこれは好まれたことではないなと思っているのです。できるだけしないようにしていただきたいと思うのですが、私もそう言いながら入れてくれという要望ですから矛盾するのですけれども、ちょっと一言そういうことを申し上げておきます。

それで、3番のしらこぼとの関係なのですが、バスを出す考えはないということでありました。そうすると、この方のようにしらこぼとでもどこでもいいと、

とにかく入れたいのだという方なのです。そういう方に対して、そういうことであれば、どうやって入れたらよいのか、バスを出さないのは結構なのですが、どうやって入れたらよいのか、ちょっとお考えを拝聴したい、お願いします。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 具体的にお話があったわけですが、どこかに入れたいということでございます。それぞれ家庭の環境というのでしょうか、条件等も違いますので、具体的に私どものほうにおいでいただいて、ご相談をさせていただければありがたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 相談って、預けられればいいのですけれども、どうしてもこれは何か手助けしないと預けられないわけです、そうですね。これ以上、もう課長ではかわいそうだなと思うので、町長のほうに伺いたいと思いますが、バスは予算的に出せないということで、これはわかりました、私も。たった一人では、予算も食ってしまいますので、もっと利用者も多くいないといけないというふうに思いますので、ただ今とにかく預けて4月から仕事につきたいという方なのです。そういう方に対して何らかの手助けをしてやらないと、子供を預けられないわけです。相談に来てくれということなのですが、具体的なものをやっぱりぜひ示していただきたいと思うのですけれども、いきなりではあれですか、ちょっと考えがまとまらないですか。

ちょっと私のほうから提案しましょうか。ぜひ町の職員が、とにかく一人なのですから、子供を預かりに行って、しらこぼとまで連れていくと、これをぜひやってほしいのですけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 保育園の原則というか、送迎の基本というものを保育園にお願いしますということで契約をしてやっている人たちというのは、みんなそれぞれ事情があると思うのですね。みんな送迎をするのが、あり余った時間の中でやっている人ばかりではないと思うのです。そういう中で苦勞して保育園に送ったり、人をお願いしてやっていただいたりというようなことがあると思うのですけれども、役場の職員がということですが、1つ保育園だけでなく、役場の職員がそれと同じような感じのこと、同じようなというか、意味するところの同じようなところというのは、たくさんあるのですね、保育の場合。

前にもちょっと質問いただいたご高齢者のごみ出しの問題ですとかそういうようなものというのは、それでは役場の職員がちょっと1人や2人なら手伝ってやればいいではないかという話は出てくると思うのです。しかし、なかなかそのところがどこまでやったらいいのか、やれるのか、やれないのか、町民の合意がいただけるのかということになるわけですが、現状では、川口議員さんのおっしゃるご提案というのはちょっときついのかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 社会全体で子供を見るのだというふうに、新政権では特に強調していますよね。それについては、町長は賛成なのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 異論はございません。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういうことで賛成で、多くの人が今少子化対策、子育て支援というものには理解を示しているというふうに思うのです。町民の中に、今子供を預けたいのだが、車に乗れないと、近くの保育園はいっぱいで受け入れられないと、しらこぼとだったら入れることができるという、こういうことなのですよ。そういう町民の立場に立ってやれば、どこまで町がやったらいいのかといううちうちよはあるでしょうけれども、とにかくその人に手を差し伸べるということを相手がやってくれたら、どんなに感謝するか、これはわかりませんよ。本当に嵐山町にはありがたいというふうに思うと思うのです。今そういう子育て支援もあって私はいいのではないかなと思うのですよ、ある決まった枠にとらわれずに。

もう一度、この子育てについて、町長は、子育て施策は喫緊の課題として取り組むのだという決意も施政方針で述べておるわけですから、型にとらわれず、この人に援助の手を差し伸べていただきたいと思うのですが、もう一度伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 気持ち的には、全くそのとおりでと思うのです。やってあげられることがあればやってあげたいというのは、だれもが思うことだと思うのです。

1つこういう例もあるのです。ご高齢の方が倒れられてしまいました。そして、入院をされてしまいました。それで、お一人の方でしたので、飼っていたワンちゃんがえさのくれ手がないということになりました。それで、その入院された方は、大変犬をかわいがっておりました。ですので、どこかのところで処分をとというようなことは考えないでもらいたい、ぜひ町で見ていただきたいということをおっしゃいました。

係とすると、本当に今、川口議員さんがおっしゃったとおりなのです。どうにかしなければということで、町ではえさくれに行っておりました。ワンちゃんのえさくれに早く来たりということで、職員が行っておりました。それで、いつまで、どこまでそういうことはやったらいいのだろうということが、庁内でも議論といたしますか、なりました。

そういう中で、もう一度向こうの方あるいはご親戚の方にお伺いをして、ご親戚の方にその後は引き取っていただいたということでございます。その引き取っていただく方も、近くでしたらすぐすぐ引き取るということだったわけですが、遠くの方でありましたので、なかなかそういうことはできなかったわけなのですが、そういうことで、町ではえさくれに職員が休みも出たり、交代

で出たり、えさくれをやらせていただいた、そういう対応を町ではさせていただいております。

ですので、川口さんがおっしゃるようなことというのは、やれればやりたいという思いは十分あります。それは、少子化だけではなくて、高齢化対策にしても、町の気持ちとすると、そういう形で対応しているということでございます。

ただ、そのことについては、どうかなというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ワンちゃんへのえさくれというのは、大変立派な判断をしてやったというふうに思います。ただ、同じようなことを、この人にも援助の手を差し伸べてやっていただきたいなというふうに思うのです。

それだったら、どうでしょう。先ほどもまだ定員に、この2月時点の数までには申し込みの数が達していないわけですよ。今後ふやせる、入れられる可能性があるわけです。それは時期によって変わるのでよね、1カ月だか3カ月だか過ぎると、少し多く入るわけですよ。それまでの間、当面しらこぼとに入れて、町なかのほうであいたらというか、入れられるようになったら、そちらに入れてもらう。それは本人が連れていくというそういう方向で、当面ということではいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。



○岩澤 勝町長 考え方の基本というのが今言ったような形でやっておりますので、できる対応というのはするということがベースに、町の考え方とするとあるわけですので、どういうことができるか、担当が考えていただけるものというふうに思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 担当が考えていただくものということで町長から答弁がありましたので、ぜひ担当には、この方への温かい援助を差し伸べていただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の質問に移りたいと思ひます。要介護者の税の控除についてであります、ちょっと驚きました。全部の税を、要介護者の控除額を足すと2億3,900万円という金額であったということで、これはすごい金額だなと思ひました。ただ、これが全体、全部が税の控除になるということではないということでありましたので、1,000万円にも多分ならないのではないかなと思ひます。それは具体的な数字はちょっとわからないということだったので、これは結構です。

それで、町の要綱がありますよね、認定の基準について伺いたいと思ひます。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 認定の基準でございますが、要綱の中に別表というのを設けさせていただきまして、幾つかの基準がございます。この中

に、よく介護認定をそのまま活用するというふうな市町村もございますけれども、嵐山町におきましては、平成 14 年に国のほうからこの障害者控除の取り扱いについての参考事項ということで通達がございまして、これを受けまして、ちょっと中を言わせていただきますと、「介護保険法に基づく要介護認定につきましては、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかり具合を判断するものである」というふうに定めてございます。

そして、身体障害者福祉法に基づく障害認定、具体的に申しますと、障害手帳の交付のための認定でございますけれども、これにつきましては、「永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合に基づいて判定するもの」ということで、その判断基準が違うというふうなことになっております。そういった結果から、「要介護認定の結果のみをもって一律に障害者の何級に該当するかというふうな判断は困難である」というふうなことを示されております。これを受けまして嵐山町では、介護認定をそのまま加えてはおりません。

具体的な認定方法も示されておまして、その中に医師の診断書ですとか、職員による調査等による個別の確認というのがございます。それから、市町村が有している申請者の情報、この中に要介護認定を行う際の主治医の意見書ですとか調査票も含まれておまして、さらにはその中に寝たきり度を判定する障害高齢者の日常生活自立度の判定基準、それから認知症

の高齢者の日常生活の自立度を判定する基準がございまして、これを参考にするというふうなことも示されておりますので、こういったものをもとに本町では認定基準を定めさせていただいております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) その認定基準に基づいて何人くらいの方が認定を受けたのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほど税務課長のほうから答弁がございましたように、昨年の7月にこの要綱を定めまして始まったわけですがけれども、この要綱ができてからは1件というふうなことでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっとどうしてこんなに少ないのかなということで、少し周知が足りないのかなというふうに思うのです。ぜひ周知について広く進めていただきたいというふうに思います。

それで、前もちょっとこれ質問しておりますので、例を挙げさせていただいたのが騎西町なのです。騎西町では、どういう認定基準でやっているのかというと、ただいまの主治医の意見書で、認知症については2以上。1、2、2a、2b、3、3a、3b、4、Mとあるのですけれども、この2以上の人を対象にしているということなのです。2というのは、どの程度なのかということなので

すが、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できるということなのです、これは認知症の関係です。これは身体のほうも聞きました。身体のほうではランクのAと。これはランクJ、A、B、Cとあって、やっぱりこれも2番目に低いということなのです。ちょっと長いので、読むのはやめますけれども。それで、介護度1、要介護1でも対象はいるのですかということを知りましたら、2に当てはまれば、実際にいますということなのですよね。

嵐山町では、ちょっと申しわけないのですが、よくわからないのです、説明を聞いていても。主治医の意見書の2aあたりからかなというふうに思うのですけれども、ランクが上なのです、騎西町より上で、ですから当てはまらない人がその分出てくるということなのです。

やはり今こういう時代ですから、なかなか年金、65歳以上の方が利用しているわけですので、年金が主な収入でしかないわけですね。できるだけ利用できる控除のものは活用していくべきだというふうに思うのですけれども、町長はそういうお考えがあるかどうか、まず先に伺いたいと、意味がわかりませんか。町が認めればいろんな控除がある、そうですね、いいですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 控除を広げて利用しやすいように、有利な形になるようにというお話だと思うのですが、そういうものも先ほどの話の延長になりますけ

れども、すべてが福祉財政基盤、このところに細かいことの積み重ねが全部いっぱい影響してくるわけなのです。ですので、どこまでできるかというのは、突き詰めればその財政基盤がどうなのかということきりないのですね。

ですので、そういうものをどこのところに取り入れていったらいいのかというようなことが議論の対象に一番なるところで、それでどうにかできるものというのは、だれもが思うような額だけになってしまうわけですので、先日の医療費の問題のように、医療費を窓口払いにしたときに自然にふえてしまうというようなものは、ほかのものに使うような体制をとったらどうなのだろうかという考え方を述べさせていただきましたけれども。

こちらのほうもそういうような形に、ほかのものが何か削れたり、何かできて、こちらに回せるというようなことであれば、そういうようなことも対応がとれるかもしれませんが、このところもということになると、ほかにもあるわけですので、担当としっかり相談しながら、このところはそういうことでもいいのか、ふやすべきなのか、そしてほかは減らすべきなのかとかということも含めて、検討をこれからもしていきたいと、慎重に検討していきたいというふうに思っております。現状では、広げるという考え方は持ち合わせておりません。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。ここではいい返事が聞けると思って、次の質問を用意したのですが、ちょっともう意味がないですね。

そういうことで、騎西町では介護度1の人も対象になっていると。今人数がどのくらいいるのですかと、対象人数が、実際に控除を受けている対象者は何人いるかということで聞きましたら、600人を超えていると思いますという返事だったのです、答えだったのです。はっきりした数字は、私も電話だったので、相手も準備できなかったのしょうけれども、いずれにしても600人を対象にしている自治体があるのと、基準が上で狭めてあると当然対象人数も少なくなってくると、やっぱりこういうことは余りよくないなというふうに思うのです。相談するということでありましたので、ぜひ相談をしていただきたいというふうに思います。

それで、これで枠の拡大はちょっと無理そうなので、私もきょうは余りしつこくやりません。それで、騎西町は対象になった人に全員通知を出しているというのです。それで、申請をしないのはその本人の責任ですけれども、やっぱりそのくらいまでやるのが大事ではないかなと思うのですけれども、課長、よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えいたします。

騎西町の判定の方法が、どんな方法でしているかというのがちょっと私もわかりませんが、仮に嵐山町でこの通知を出すというときに、現在の町のこの基準ですと、個々に該当するかどうかというのが判断が大変厳しくなりました、介護度によって判定してしまうのであれば、当然通知を出せ

るわけですが、個々に違うものを該当するかもしれないというふうな形で通知をお出しするのは、ちょっと混乱を招くかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。そうすると、広報で載せる程度でしかやりようがないということなのですか。ちょっと広報に載せるお考えがあるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 この点につきましては、確かに今年度反省すべき点ではなかったかなというふうに思っております、次年度以降は、申告の時期にはこうした広報をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっと判定のあり方というのが少し問われるなと思うのですよね。なかなか主治医の意見書を本人が知るということも少ないわけですから、やはりほかの自治体で介護度でやっている方向に変えていくことが大事だというふうに思うのですけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 繰り返になってしまうのですけれども、先ほど

申しあげましたように一応国のほうで示している方針が、要介護認定のみでは判定は適当でないというふうな判断を示しておりますので、それを一応町としましては尊重して要綱ができているところをごさいますて、今介護認定を加えることは別に難しいことではないと思いますけれども、全くその介護認定だけで判定をしてしまうというのは、かえってそのことによって障害の認定がずれてしまうというふうなおそれもありますので、ちょっとその辺は今ここでできるというふうには申しあげられないところをごさいます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今後、ぜひ騎西町くらいまでこの分野で控除の幅を広げていってほしいと思います。それと、わかりやすい認定をしていっていただきたいというふうに思います。それは、要望で結構ですので、よろしく願います。

それで、最後の質問なのですが、この前町長が入札の心得のことを盛んにお話ししていましたが、入札の心得というのは、公正、公平な入札を確保するためにつくられたものです。渋谷議員が、野田市が公契約条例をつくったということなのですが、ここに持ってきていますけれども、野田市が公契約条例をつくった目的というのは、一言で言うと労働者を守るためのもの、官製ワーキングプアをなくすためにつくったものということなのです。この目的というところに、「この条例は公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより」、それから云々とあって、「もって市



民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする」ということなのです。

根本市長と野田市の市長はおっしゃるのですね、どうしてこの条例をついたかということで、低入札価格の工事が今ふえてきているのだけれども、いわゆる安かろう悪かろうという工事になりかねないということを懸念して、本来は、おっしゃるように国がつくるべきだと。国にもいろいろ働きかけてきたのだけれども、国はちっとも動いてくれなかったということで、市が先導的役割を果たすためについたのだということなのです。

請け負った業者の下請があって、また孫請があって、ひ孫があってということで、どんどん単価が切り下げられるわけです。一番下というのは、本当に給料がもらえるかももらえないかというところまで今きているということなのです。そういう人が請け負った仕事が、いい仕事を本当にできるのかということに心配しているわけなのです。根本市長もそういうことなのですけれども。

やはり労働者を今守っていこう、官製のワーキングプアをなくしていこうということをやっていくことが大事だというふうに思うのです。そのために、この条例をぜひつくってほしいというふうに思うのですけれども。

先にちょっと、ただ全部が対象ではないのです。野田市の場合は、予定価格が1億円以上の工事と1,000万円以上の委託契約と、これに限っていますので、ほかはこの対象外だということなのです。

労働者の賃金、公共工事を請け負った労働者の賃金、最低賃金以上の

賃金を支払わなければならないというのが第6条にあって、こういう条例があるのです、最賃法もあるのですという労働者への周知というのが7条にあって、このとおりのことを、最低賃金以上の賃金を支払っていないような業者に対しては、報告及び立入検査をしていくということができて、それを守っていなければ是正措置を求められることができると。最後は、それでも是正措置を求めても改善しない業者に対しては、契約を解除すると、こういう大変強い内容になっているのです。

低入札価格、私も正直言って入札は安いほうがいいのではないかというのを、こういう話を、この条例ができる前ですけれども、ずっと思っていましたけれども、やはり労働者が余りにも低い単価で働かされ過ぎていると、しかも公共工事でそういう事態が発生しているという状況があるわけですので、こういうのを改善していくことが大事だと思うのですけれども、ちょっと町長のお考えを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 まさにそういう状況が起きないようにしなければいけないということで、嵐山町も対応を決めたわけでございます。それには、一番基本中の基本が、再三言っていますように法を守ってくださいよということなのです。労働法に決められている内容をしっかり守ってくださいということが基本でありまして、そこを守らなければ、嵐山町でも決めておりますけれども、契約を解除しますということであるわけです。ですから、一にも二に

も契約を守ってください。それで、そうでなければ嵐山町は契約ができません、契約を解除しますということを決めているわけですので、ご理解いただきたいと言う以外にないのですが、そういうことでございます。

それで、おっしゃることは全くそのとおりなのです。契約は安いにこしたことはない。しかし、そののところで仕事をやっていただく方、それに極端な迷惑というか、不利益をこうむるような事態が起きてはいけない、こういうことは基本的に考えていかなければいけない、それには法をしっかり守ってください、こののところに嵐山町では重きを置いているわけであります。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この根本市長も、官製ワーキングプアをなくすための、広い意味で法というのは、最賃法なんかもそうですけれども、最賃法のことをおっしゃったのかな、最低賃金法を守るということですから、やっぱりそこには抜け道があるのだということなのです。ですので、国がもっと違う法律をつくってくれということで、根本市長自身、要望してきたのだと。だけれども、やらないから自分のところでということなのです。

つまり今の法には、ちょっと私も具体的なことを今お示しできないのですけれども、そこに穴があるのだということであるわけですから、やっぱりその穴をふさぐための条例というのは、必要だというふうに思うのです。それをつくって行って、労働者の生活を守っていくということをやっていくべきだというふうに思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりなのですね。しかし、考える上で、契約ですから、こっちもあれば相手もあるわけでありまして、相手も決められた中で価格が提示できなければ、その金額が受けられないわけです。それで、しかもそれを受けたということで、受けて、議員さんおっしゃるように法に触れるような金額きり払えない、賃金きり払えないということであれば、契約は解除しますと町では決めているわけです。ですから、あとはそのところで相手方をしっかり見守っていくきりないかなと。契約というのは信頼ですから、お互いの。そういうことで、相手をあれしていく。

それと、今金額が幾らとかとおっしゃいましたね。そのところをあれします。だから、全部一番下のところの何十万円までやっているということではないわけです。ですから、そういうような内容も含んで、契約というのは相手方との相対の信頼関係でもあるし、それでそういうものをお互いに認め合っていけるものでないと、そういうことができないのではないかなというふうに思っておりますので、あくまでも法をしっかりと守っていく、そして経済性も重視をしていく、そういうことで町では、これからも本当に真剣な形で契約には臨んでいきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今官製ワーキングプアというふうに言われておりまして、労働者がなかなか守り切られていない、今の法では守り切られていな

いから官製のワーキングプアの労働者が発生しているわけですから、当面  
つくるお考えがないみたいですので、嵐山町では、ぜひそういうのを発生さ  
せないように最大限見守っていただきたいということを要望して、終わりにし  
たいと思います。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

◇ 金丸友章議員

○藤野幹男議長 続いて、本日最後の一般質問は、第3番議員、金丸友章  
議員。

〔3番 金丸友章議員一般質問席登壇〕

○3番(金丸友章議員) 3番議員、民主党の金丸友章でございます。通告  
書に従いまして、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

一番最終の一般質問ということで、私の質問通告を見ましても既にご答  
弁をいただいているものも多々ありまして、なかなか一番最終はやりにくい  
のかなと思っておりますけれども、それなりに進めてまいりますので、ご答  
弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず初めに、ふれあい交流センターの設計変更についてということでご  
ざいまして、これも今述べましたように、既に全員協議会におきまして町の  
ほうの、町民のパブリックコメントを受けました結果の図面が開示されました。

また、予算委員会等での質問、またこの一般質問の中でも議員が質問をされておりますところで、そうしますと割愛というわけにもいきませんので、この質問要旨の中の設計変更などの対応はというところでお聞きをしていきたいと思えます。

さきにも言いましたように、パブリックコメントをいただき、また公民館を利用しておられる各種団体の意見、また議会の意見等も反映していただいて、新しい図面ができておるとい状況でございますけれども、その要望を取り入れるという中には、町としてのコンセプトといえますか、基本的な考え、こういうものがあって、その要望をどこまで入れるのか、取捨択一であったと思えますが、そこら辺の町の基本姿勢、この事業に対する基本姿勢なるもの、そんなものをちょっとお伺いをいたしたいと思えます。

次に、2番目としまして、公共施設の老朽化や劣化に対する対応についてという質問でございますが、公共施設、建物、橋、公園設備などの劣化、欠陥についての保守整備体制について伺うというものでございます。

午前中の一般質問にも公園の設備についての対応、欠陥、劣化等の対応についての質問がございました。そういう中で公共の施設としましては、建物、橋、いろんなものがありますけれども、全体の体系としまして、どのような保守体制になっておるのか。といえますのは、来年度の予算の中でも公園の整備に30万円ほどの予算が上がっておりまして、これは例年と同じ金額なのかなと思っております。ただ、それには修繕というようなことで記載

がありました。また、道路、橋、そういうものの整備といいますか、保守整備については、特に点検調査等の項目が予算が計上されていなかったと思います。

そういう中で、こういった公共施設についての点検整備、そういうものの体制はどのようなものかということでお聞きをいたします。

次に、図書館の湿気の現況は、早急に調査して改善工事が必要と思われませんが、見解を伺うという質問でございます。平成11年の10月に知識の森図書館がオープンになりまして、約11年になるところでございますけれども、1階部分の多目的室、学習室等、今、朝現場の職員の方が排煙窓を開放して、それからファブリーズを振りまいて、そして扇風機を回してというのが日課のような状態であるということは、もう既にご存じだと思いますけれども、やはり対処療法的な対応でなくて、躯体の劣化ということも考えますと、やはり早急な対応が必要なのかなと思われまして、このところの状況と、それから対応についてのお伺いをいたします。

3番目としまして、デマンド交通システムの導入についてでございます。予算委員会でも、この点につきまして町長からのご答弁もいただいておりますし、私も一般質問でデマンド交通についてのお伺いをさせていただきました。その後、来年度予算の中でデマンド交通の調査が計上されております。何回かの答弁になるかと思っておりますけれども、町長の実施の見通しについてお伺いをいたします。

2番目としまして、デマンド交通の策定から運用の実施まで2年以上かかると言われておりますが、この間、福祉移送サービス等の利用対象者とされておられない健常のご高齢者、ご夫婦ですとか単身者、若い人たちと同居しておられないという状況の中にある方に対する移送サービス、これにつきましても、ちょうど制度のはざまといたしますか、そういう中におられる方も多いのではないのかなと思います。

先ほども高齢者に対する配食システムですとか見守り、そのようないろんな方面での対応がされておられるということも答弁をいただいておりますけれども、いわゆる社会との接点ということで、地域に出て、町場に出て、もちろん医療は特に重要な問題でございます。そういうときに一般の交通機関、具体的にはタクシー等を使うことについて、経済的なご負担もあるかと思いますが、そういう中で有償運送サービスというような、社会福祉協議会、それとかNPOの団体、法人等の機関を利用して、少しでも安価での提供ができるよう、これはいろんな状況があるかと思いますが、制約があるかと思いますが、ぜひこの点、町の提案として、そういう協議機関等がありましたら諮っていただければと、このように思います。

最後に、4番目、第5次総合振興計画についてでございます。来年度、23年度が第4次総合振興計画の最終年となります。既に18年に後期基本計画が出されております。来年をもちまして、次年度をもちまして終了することになりますけれども、9年になりますか、この間の評価について伺えれば



と思います。

また、第2としまして、次の第5次総合振興計画基本構想でございます。既にその策定の日程は、段取りがついておられるのかなと思いますけれども、いろんな政治的な状況、また経済的な状況等いろんな社会的要因がこの間、10年の間、変わっております。そうした中で、これから今後の10年を見据えた町の基本的な構想としまして、いかがなものをお考えでありますか、お伺いをいたしたいと思います。

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、この際暫時休憩します。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時45分

---

再 開 午後 3時00分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、順次答弁を求めます。

まず、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私からは、1番の(仮称)ふれあい交流センターの設計変更についての1のウのところ、設計変更などの対応はということで、金丸議員さんのほうから仮称ふれあい交流センターの建設のコンセプトはというふうなご質問だったのですけれども、これにつきましては、(仮称)ふれあい交流センターにつきましてはバリアフリーを進めたり、また

環境対策に配慮したり、また温暖化対策に配慮したり、こういったものを配慮しながら小さな子供から高齢の方まで、あるいは男性、女性までが快適に利用できる施設になるということで今建設を進めているところでございます。

それから、その他、現在公民館活動をしている団体などの要望も反映しているかというお尋ねなのですけれども、現在公民館のほうでは 93 の団体、例えば運動系の団体だとか音楽系の団体、そういった団体の方が活動しております。今回のパブリックコメントの中にも、公民館で活動している利用者の方からもパブリックコメントを寄せられております。そういったことで、要望も反映されているものと考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうから2番の1についてお答え申し上げます。

ちょっと質問が、いろんなことのお話がありましたので、正しく答弁できるかどうかわかりませんので、もし落ちていたら、また聞いていただきたいと思います。

お話の中では、例えば先ほどの公園の整備については、30万円の修繕費が計上されていたと、そのほか点検するための予算が計上されていないというふうなご指摘だったかなというふうに1点思っています。

ちょっとまず全体的なお話をさせていただきたいと思います。公共施設はいろいろあるわけですが、具体的には建物を考えたときに、例えば役場の庁舎なんかですと、設備等については維持管理の委託を行っております、管理委託を行っていると。それで、資格を持った人たちが日常点検をして、いろいろふぐあい等があれば、こういうところが傷んできておりますので、そろそろ交換の時期ですというふうな点検の結果が出てまいりまして、必要に応じて町は、修繕費等を予算化を図りながら、現実的に直していったと。

そしてまた、例えばエレベーター等もございまして、これはまたエレベーターの管理保守委託というのをそれぞれの業者に委託をしておりますから、これらについても、今回の補正だったか、新年度ですか、メインロープを交換しなければいけないというような点検の結果が出されて、その予算化を図って修繕をしていくというふうなことでございます。

道路等については、当然日常管理をしている中で、ここの舗装がどうかとかというのがあれば、それは舗裝修繕の一定の予算をいただいておりますので、そういうものを使って直していったというふうなことかなと思っております。

特に最近、橋梁についていろいろ全国的に取りざたされておまして、来年、これは補正予算だったですか、学校橋の伸縮、継ぎ目の関係の修繕的な予算も計上させていただきまして、対応していくというようなこともございま

した。

一般的な話として、例えば全町的に橋梁の点検をしなければいけないというのも一つの課題にはなっているわけなのです。したがって、そういうものをどこかで点検を、全町的に橋梁の点検をするとすれば、かなりの費用もかかりますので、そういう場合には今度こういう点検をするので、このくらいの委託料が必要だというもので、その都度委託費を予算に計上して点検をしていくというようなことは、今後も考えられるわけです。特に今国では、橋の長寿命化というのですか、なるべく早く点検をして、なるべく早く修理をして、なるべく耐用年数を延ばしていくというのですか、そういう今事業が始まってきておまして、嵐山としてもそういうものに焦点を当てながら、橋梁についてはどこかでやるべき時期が来るのかなというふうに思っております。

関越自動車道に敷設をされている橋については、公団からの指摘もございまして、来年度予算で今回2基ほど剥落の修理をさせていただきますけれども、ただいま申し上げましたように全体的に点検をして、それに対応をどうしていくかというようなことがあれば、それは事前に委託料等を予算に計上してやっていくというようなことがあるのかと思いますけれども、日常については、それぞれの公共施設を管理しているそれぞれの課が点検をしております。何かあれば緊急の対応マニュアルというものもございまして、

特に、ちょっと前になりますけれども、ふじみ野でプールの事故がございました。あのときには、公共施設の総点検を嵐山町も実施をいたしまして、

それぞれのところで問題があるかないかというのを全町的にやらせていただきまして、緊急にどうだというのはございませんでしたけれども、そういうようなことも18年度には実施をしております。

したがって、いろいろたくさんの施設を持っておりますので、先ほども申し上げました日常点検の中でこういうものの修理が必要だというものがあれば、その都度予算を計上してお願いしていると。全体的にやるようなことが必要になれば、あらかじめそういう点検の委託の予算等もいただきながら、事業を実施していくときも来るのかなというふうに思っております。

いずれにしても、全体的には、日常の管理の中で何かあったら町が責任を負うというのは当たり前のごさいますので、日常の管理というのが非常に大事だと思っております、それぞれの課が日常鋭意努力をしているという最初のお答えにさせていただきたいなと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 次に、大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私からは2番の2、図書館の湿気の現況は早急に調査しということで、そちらについて答えさせていただきます。

図書館の湿気につきましては、梅雨時には湿気が多くなり、カビの発生なども見られます。現在の対応といたしましては、職員が開館前に各部屋の排煙孔を開いて換気をとったり、あるいはまた各部屋の出入り口をあけて外気を取り入れたり、また今、金丸議員さんが言われました扇風機を回したり

しております。

それからあと、建物南側の植栽の刈り込み、それからあと剪定などをすることによって、建物の通気をよくするなどの対応をとっています。今後もこのような対応を考えておりまして、現在のところ改善工事については、必要のないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 3番についてお答えさせていただきます。

デマンド交通の実施の見通しということですが、特別委員会の予算審議の中でも話をさせていただいておりますように、今年度というか、新年度、庁内でデマンド交通にどう対応していったらいいのかということで庁内研修を立ち上げていきたいというふうに考えております。そして、前にも申しましたけれども、あしたからでもやりたい事業でございますが、できるだけ早く対応を整えて、そして嵐山に合った形のもので、財政的に可能なものを見つけ出して、早い段階で取り組めるように努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の健常高齢者を介護認定者と同様に移送サービスを受けられる施策をということですが、この事業の一番の注意点というのは、現状の移送業者とどう競合しないでいけるかということだと思っております。ですから、それらのことを考えますと、健常高齢者ということになりますと、

どこのところまでか境目がないわけでありまして、だれでもというようなことになると思うのですが、そういうふうなものを、今の限定をしたものだけある程度価格が、料金が安く動けるような制度に組み入れていけるかというようなことも課題かと思えます。現状では、ちょっと厳しいのかなという考え方を持っております。

第4次総振の評価についてでございます。総合振興計画は10年というスパンがあるわけでありまして、この総合振興計画が4次が終わろうとしているわけでありまして、4次といいますと、10年ずつだから40年間ということなのです。半世紀に近い感じですが、この10年間というのが、第1次が始まったときの10年間と、第4次が終わろうとしている今の10年間でどのように違うのかなというふうに考えております。やっぱり全然、世の動き、スピード、それから広域化、技術革新、それから人々の思い、考え方、社会状況、すべて変わってきているわけでありまして、今大きく問題とされているような問題が、40年前にどれぐらい取り上げられていたかというようなこともあるわけでありまして、そういう中で第4次が終わろうとしております。

その評価、反省ということでございますが、第4次の後期基本計画を策定のころには、個別の評価、検証というのはなかなかできていなかったかなというふうに思うのです。しかし、今回、今やっております実施計画においては、事務事業の評価を兼ねた評価を行ってまいっております。それらにつきましては、事業実施に対する見方というものが一歩進んで成果があるの

ではないかなというふうに思います。目標においても、達成状況等に多少の差異というのはあるわけですが、おおむね 94%の項目については、何らかの目標を設定して行っているところでありまして、今後におきましては、もう少し見やすくするためにも対象を絞るなり、目標を絞るなりした対策をとって、ページ数も少なくなるよう内容を変えていきたいというふうに思っております。

一番の基本でありますけれども、人口についての把握、これが 10 年前のときには2万人に達する、2万 2,000 でスタートしたわけですが、途中で2万ということで人口設定も変えてまいりました。人口設定を変えるということは、もとを変えるわけですから、すべてに影響が出てくるわけでありまして。そして、今は1万 9,000 を割ろうか、割って、日本国籍のあれで割ってきている部分ですが、そういうように大きく変わってきております。こういうものはいろんなところにすべて、学校の施設から、今お話の道路にしろ何にしろ、すべて影響が出てくるわけですが、そういうようなものをしっかり見据えていく必要があるというふうに考えておりまして、目標をおおむねご協力をいただいて進んできているわけでありまして、大きな成果が生まれてきているというふうに考えております。

それから、嵐山町の第5次振興計画基本構想について、未来設計図の構想の骨子ということでございます。第1次るときから基本は変わってきていないわけでありまして。しかし、それらを達成するのにどうするかというのが、



取り巻く環境が変わってきているわけでありまして、それらに対応していくための策を変えてきているということだと思っております。今でも基本は、嵐山町の町民憲章にあるように、自然を大事にしていきましょう、その中で住みやすい社会をつくっていきましょう、これが原理原則、基本でありまして、これをどう達成していくかということでもあります。

そして、それらを達成するのに、今一番の課題とされているのが、ご質問でも再三出ております少子化、高齢化の人口減少社会にどう対応していくかということが大きな課題であるわけです。そして、それらを達成するためには、両足でしっかり立つための経済基盤というものができていなければ成り立たないわけでありまして、雇用をはじめとする経済環境、社会環境、そういうものをしっかり対応をとって取り組んでいく必要があるということが、一番の骨子として行っていく必要があるというふうに考えております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどふれあい交流センターにつきまして、町の考え、事業に対する考えというものを伺いをいたしましたわけですが、私は、この事業の非常に大きな点といいますのは、またこれは設計変更とはちょっと視点が変わるのかなと思いますけれども、昨年4月に旧鎌形小学校を耐震工事化をして改装し、町立の幼稚園が発足をしました。今度勤労福祉会館を耐震工事化し、これは公民館として新たに、先ほどご答弁のありましたようにバリアフリ

一化、エレベーターの設置等で、より使い勝手のよい公共施設として整備していくという事業でございますが、これはやっぱり従来の自治体のこういった公共建物に対する方針、大いに体質が変わったのではないかと、そこに非常に象徴的な事業ではないのかなと思います。

限られた財源の中で地域に合った経営を行う、身の丈の運営を行っていくという、そういう方針が着実に嵐山町でも行われておるのかなと、そういう意味で一定の方向性を示した象徴的な事業ではなかったのかなと思っております。これは、予算の討論ではございませんので、ここでとどめますけれども。

それで、先ほどの要望を受け入れたという設計の中で、これまで以上にエレベーター等の改修によって多くの町民の方が利用できるようになるかと思っておりますけれども、やはりパブリックコメントで示されたように意見を述べる方、関心を持っていただく方がまだ少ないのかなという思いがいたします。

そういう中で、もっと広く多くの町民の方にこの新しい(仮称)ふれあい交流センターの認知をしていただき、そしてまさに交流センターとなるような、そういう位置づけのために、どのように町としまして、これから広報を通じて皆さんに周知していく、またそういう意味でも、現在変更した設計書をまた改めてお知らせをするのかどうか、そういうことについてお伺いをいたします。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 新しいふれあい交流センター完成の

折には、広く町民の方に広報等を使って周知していき、また嵐山町の生涯学習の拠点になるような形で皆さんに利用していただければと思います。

それから、パブリックコメントを寄せて、その後の設計変更についてのお知らせということなのですが、4月の広報に、設計変更した図面のほうを広報でお知らせいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) わかりました。これは、先ほども大分多くの団体が使用されているということですが、まだまだこれから団塊の世代の人の知識、技術と経験等の人材活用の場にもなると思いますので、今言われたような町の多くの皆さんに使っていただけるような周知をお願いしたいと思います。

次に、第2点目の公共施設の点検等の質問でございますけれども、来年度の予算の中で道路修繕事業としまして1,650万円、橋梁剥落の対策工事がございます。これは広野2区、関越に、通称文化村ですかね、そこに行く橋梁、中郷と、また下郷の2カ所の改修工事ということでございます。これについては、先ほど答弁がありましたように、これは東日本高速道路、ちょっと正確な名称はすみません、からでしょうか、打診があったといいますか、修繕したほうが良いというような話があったということでございます。この金額については、所有権が嵐山町にあるということで、工事の全額負担という

ことになっております。

そうしたところで、他の公共施設、町有の施設もですけれども、先ほど申しましたのは、いろんな設備点検等は建物の中で専門的な技術者によって、中にはエレベーターとか、防火水槽とか、法定の点検もございます。そういうものは業者委託によって、月例、日常の点検があるのかなと思いますけれども、町のそういう施設に対する総合的な視点での点検調査チームというものですか、がある、そういうものが出ておるのかどうかというところについてお聞きをしたいと思うのです。

といいますのは、先ほどの東日本高速道路からの指摘、指摘といいますか、結果的にはそうなると思うのですが、そういうものによって、これは独占的な工事になりますので、先方に委託した工事になるかとは思いますが、そういうものも見積もり等も含めて、工事内容、施工等の客観的な妥当性について、特に施工者に、こちらのほうには選択の余地がないわけですから、そういうものを町としてきちっととらえていくという部門といいますか、そういうものがやはり必要ではないかと。当然あれば、そのようにお答えいただくことになるかと思いますが、そのようなこともありまして、お尋ねを申し上げます。その点、お伺いをいたしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げたいと思います。

今の関越にかかっている2つの橋の剥落の工事のいわゆる修繕についてのお尋ねでございました。これは、いろいろ地震があつて、いろんな高速道路が、橋が倒れたとか、橋脚が倒れたとかというものがもともとのことでございます。その後、当然関越道にもそれぞれの市町村にたくさん橋梁がかかっておりまして、今ネクスコ東日本というのですか、そこが点検をして、この橋梁については剥落のおそれがあるというような指摘を受けて、それぞれの市町村が今修繕をしていっているというのが実情でして、ただ嵐山においては、4つの橋梁を持っておつて、そういう指摘もされておつたのですけれども、なかなか厳しい予算の中で実現ができなかったというようなことでございます。

したがって、そうはいつでも、近隣の市町村も徐々に整備が進んでおりますので、何かあつたとき嵐山さんは責任を持つのですかというような指摘を当然されるわけです。となれば、それはやはり猶予もできないのではないかと。

ただ、今回2橋にしたのは、お金の問題もございますけれども、滑川さんと同時にやろうとか、あるいは次の年度で小川さんと同時にやろうとか、そのことによって交通規制というようなところにかなり費用がかかるのだそうです。交通止めをしてやるのだとか、だからそれらは一遍にたくさんやるほど、それなりの費用対効果も少なくなるというのですか、そういう面に係るものが。したがって、今回は、隣の町と話をして、何とか来年度この2橋についてやっ

ていこうではないかというようなことをございます。

したがって、そういう交通規制に幾らかかるのだとかというものは、当然町等ではそういう積算も今のところできません。したがって、ネクスコ東日本に負担金を出してやっていただくわけですから、それが正しいかどうかというのを検証するのは、町としてはなかなか難しいのかなと思っています。

ただ、相手が相手ですから、そうむげにと申しますか、そういうものはやってこないのかなというようには考えておりますけれども、他の市町でもやっておりますので、過去こういう工事をしてどのくらいかかっているかというのは、それもお尋ねできますので、そういう面では、できるだけ不信を抱かれないような形の、今後ネクスコ東日本に対して委託をする場合には、きちっとその辺を検証しながらお願いをしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) そうしまして、今の高速道路にかかっている橋のほかにも、例えば町が負担をする工事対象物件としまして、いわゆる相手方が独占的に工事を受注すると、今のようなネクスコジャパンのような、そういうものがこのほかにはありますかどうか、おわかりのようでしたらお答えいただきたいと思えます。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答え申し上げます。

東武鉄道関係かなと思います。いわゆる線路の上を工事するのは、町ではできません。線路上にかかっている橋というのですか、それを外れれば、それは近接工事というので、町が発注してやっている工事もございますけれども、直接線路の上をまたいでいる橋の工事だとかというのは、すべて東武鉄道に委託をする、あるいは踏切の改修もそうですけれども、直接線路に関連するものについては、一切東武に委託をお願いするというようなことかなと思っています。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 来年度の予算の中に東西の駅舎の時計ですか、時計の取りかえの工事もありました。これも今お話のあったように、東武鉄道のグループに発注をするということでお伺いしているのですが、もし間違いがありましたら……、それをちょっと確認をさせてください。

それから、先ほどのふれあい交流センター等もそうでございますが、これからは図書館等を含めまして、いろんな建物、公共施設の、先ほどのような耐久性を高めて、なるべく長く良好に使っていくと、大事に使っていくという方向性をこれからとらざるを得ない。ある意味、精神的には、非常に喜ばしい状況になってくるのかなというふうに一面思うのですけれども、そういう中で役場のほうの体制としましては、例えば建築設計や修繕診断等の技術者の方がどのくらいいらっしゃるのか、そしてどういう配置になっておるのか、そこら辺をお伺いできればと思います。先ほどの駅舎の改修のことも含めて

ご答弁ください。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、東西連絡通路の時計の関係です。

先ほど私申し上げましたように、線路に直接関係するもの、例えばこの間、2基の踏切の改修をしましたが、あるいは線路のように橋をかけるといふものは、東武に委託しなければならないと。今お話の連絡通路の時計は、線路に関係ありませんよね。ということは、町が事業ができると。仮にそうでなければ、先ほどの道路公団の話ではないですけれども、負担金で予算を組むわけです、自分のところができなければ。今度のその東西連絡通路は修繕料ということですから、それは町ができるということ、直接線路に関係ございませんので。

ただ、協議をすることは、場合によつたら必要、線路に近接をするというのですか、ただ多分時計ですから、それは問題ないのかなと思うのです。ただ、東西連絡通路と橋上駅舎の電線をつなげている関係があるので、そういう面では、協議をする場が出てくるかもわかりませんが、時計の修繕は、町の事業で実施できるというふうにご理解をしていただきたいと思います。

それと、建築士というお話でございました。町にも、1級建築士を持っている職員あるいは1級の土木施工管理技士を持っている職員、今お尋ねの何人というのは、全体的に承知していないところがございますけれども、わ



かる範囲内でお答えをしていきたいと思えます。

1級の土木施工管理技士が3人、2級の土木施工管理技士が2名、1級の管工事施工管理技士が1名、測量士が2名、測量士補が3名、水道の管理技術者が2名、これが土木系です。そして、建築系でございますけれども、1級建築士が1名、2級建築士が1名、そして土地区画整理士という資格もございまして、これが2名、建築基準法に適合しているかどうかという判定をする資格を持っている方が1名、宅地建物取引主任者というのが2名、これが技術系です。あとは、福祉系というのがございますけれども。

ただ、資格を持っていても、なかなか実際の仕事に携わらないと、技術も磨けませんけれども、今特に教育委員会のほうで建物の耐震化だとかというものが進んでおりまして、そこに1級建築士を配置してございます。委託して設計をするものもございまして、今度菅谷小学校の床の改修だとかというものは、みんなその建築士が自前で設計をしています。

したがって、すべて建物等が町の職員でできれば、それは理想ですけれども、なかなか私どもの町ですと、そういうところまでいきません。ただ、できるものは、やっぱり土木でもそうでございますけれども、委託する部分と自分たちで実際に設計している部門というものは、それなりに結構皆さん実力を持ってあって、やってきているのかなというふうに思っております。

ただ、それは今後も、ちょっと今このところ技術者不足というのが職員の中で感じておりますので、今後の職員採用をする中では、経験を持った

方とか、あるいは資格を持った方というものを採用するような方向も今後考えていかなければいけないのかなというふうに改めて今感じているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) わかりました。先ほどの時計の取りかえの件ですけれども、施工について東武鉄道関係なりグループの業者なのかなと、ちょっと私が聞いたような記憶がありましたので、そんな面で、おっしゃられたように踏切ですとか、陸橋ですとか線路にまたがるものについては、東武鉄道の施工なり、監督下になるとは思います。

そういうことを踏まえまして図書館の今の状況ですけれども、先ほど課長のほうから、現場での対応をしておって、湿気というのは特に夏場、雨期ですか、雨期にひどくなるという状況で、特にこれ以上の工事については、まだ考えておらないというお話だったのですけれども、やはりあそこは駅からずっとむさし台、傾斜地になっておりまして、1階部分というのは前面の道路から直接入っておる部分ですけれども、やはり水の流れるが絶えないのですね。

特に1階の駐車場部分の床、床はコンクリートなのですけれども、そこは常に水に浸っておりますし、その駐車場からエントランス、前面道路のほうのエントランスに行く階段は、まさにもう水が絶えない、流れが絶えない。タ

イルで表面を施工されていますけれども、セメントの材がカルシウムというのですか、そういうのが固まっているような状態ですね。そんなようなものが見られるので、やはりこれの対応を早急にやる必要があるかなと思っておりますので、再度ご検討をいただければと思います。

また、今.....

○藤野幹男議長 ちょっと金丸議員に申し上げますが、これは文教で調査した件ですよ。なるべく一般質問のときはしないようにお願いします。

○3番(金丸友章議員) わかりました。気をつけます。

次に移りまして、デマンド交通でございます。町長のお話ですと、慎重にこの事業に対しては進めていくという考えであろうかと思えます。鳩山町も、昨年の10月からですか、デマンドタクシーの実証運行というものを始めまして、これも地方公共交通の活性化及び再生に関する法律という補助事業を使われた事業で展開をされておりましたようですけれども、この法律に基づくこの事業についても、ちょっと新政権のほうでは見直しをというような状況になっておるかと思えます。非常にこのデマンド交通が実施されれば、いわゆる交通弱者にとって福音ではないかと思えます。

ただ、一方、これからの人口予測、そういうものとかいろんな時代状況を考えて慎重にならざるを得ない、財政の面からも慎重にならざるを得ないという方向性はわかります。理解できますので、ぜひ慎重かつ早くこういう事業が町民の足となり展開されることを願っております。

それから、高齢者の足の確保でございますけれども、75歳以上のひとり暮らしの方または高齢者夫婦、この方は何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうから人数についてお答えをさせていただきます。

まず、75歳以上の方の人数でございますが、平成22年3月1日現在で申し上げますと1,827人でございます。続きまして、住民基本台帳上の75歳以上でひとり世帯の方、こちらは423世帯、それから同じく2人世帯、75歳以上の2人世帯、こちらが173世帯でございます。

ただ、先ほど議員さんのご質問の中にごございましたように、この世帯というのは、あくまでも基本台帳上でございまして、実際には、お子さまですとか、あるいは若い世帯と同居されているという方もこの中には非常に多くおられると思います。そういった調査というのは、町民課としてはしてございませんので、実際にどうかということになると、町民課では把握できておりません。

なお、別の調査で民生委員さんによる調査、こちらのほうが21年の6月1日現在ということとされているようでございます。こちらにつきましては、民生委員さんの社会調査ということでございますが、これによりまして75歳以上の独居世帯、こちらのほうが182世帯ということで報告がされているそう

でございます。

なお、この182世帯の中には、施設に入所されている方、こちらはいらっしやらないと。二人の世帯ということについては、調査がございませんので、そちらについてはお答えができません。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) それでは、今75歳以上の単身または高齢のご夫婦の方の中で介護認定を受けておられる方の人数というのはわかりますでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 お答えさせていただきます。

ただいま町民課長のほうで申し上げました単身世帯、高齢者世帯の中とこのことですとちょっと把握をしてございません。ただ、介護認定者の中の75歳以上の方というふうになりますと、要支援の方が118人、要介護の方が347人、合わせまして465人というふうになっております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) ありがとうございます。

単純に今のお話、統計の中の数字からしますと、75歳以上の方で介護認定をされておらない方、お一人でお住まい、またご夫婦の世帯ということで600人という数字になるかと思えます。ただ、この中にはまた同居されておる、世帯別の構成になっておるでしょうから、若い同居の家族がいらっし

やるという方がおられるのではないかなと思います。そうしますと、おおよその数字になりますと、やはり75歳以上で健常の方は概算ですけれども、100人ぐらいの数字なのかなと思われる。

こういう中で、やはり町なかで、この中でもまた交通の便のよい、または買い物、病院にそれほど苦労しなくても通えますという方も当然おられるわけで、やっぱり絞り込みますと、非常に少ない人数になるのかなと思います。

先ほどのいろんな福祉施策の中で弁当配食ですとか、お声がけとか見守り、そういったような、まためざせ100歳というような展開によって、安否の接触も含めまして、日常的にそんなに接触のある方、またその中にもあるかなと思いますけれども、やはりそういう施策の中のすき間に入ってしまったおられる方も少なからずおるのかなと思います。

先ほどの一般質問の中にもありましたように、ひとり住まいの方が、この方は町なかの方でございますけれども、亡くなっておられたというようなこともございます。何かそういう手がかりといいますか、そういう運送ですね、買い物に行く、病院に行くというような中で、そういう安否の一つの手がかりになる、そんなようなものが図られるとよろしいのかなと思っております。いろんな難しい問題はあるかなと思いますけれども、ぜひ町の方向性といいますか、施策としまして、そういう交通弱者に対する対応を何か考えて、私自身、今そのプランがないのが、言っておることが心苦しいところもありますけれども、ぜひ何か対応を考えていただければと思う次第です。

次に、最後に第5次振興計画についてでございますが、先ほど第4次の総合振興計画を終えれば40年間ということでいろんな状況、本当にさまざま変わったような状況のものもあるという答弁がございました。

それで、少し具体的なところでお聞きしたいと思いますけれども、まず基本姿勢は、変わっておりませんというお話でございました。これからも基本姿勢は変わらないというお話でございました。後期基本計画の中で、ちょっとお読みします。「今後5年間の町の財政状況は、非常に危機的です。特に地方交付税は、この5年間で7億円以上の削減がなされ、このままの状況で推移すると、平成20年度には財政再建団体に転落する可能性があります」と、そういう見解がございます。そして、ちょっと飛ばして読みますと、「健全な財政の確立を骨子とし、原則として新規公共事業は停止し、維持管理に重点を置くこととします」という基本の策定の背景として記載がございます。この点につきまして、やはり先ほどのふれあい交流センター、町立幼稚園、そういった施策の中にこの方向性があるのかなと、そういう思いでおります。

また、もう一点、合併についての記載がございます。「行政の基本方針の一つとして、住民意識の醸成を見きわめ、市町村合併を推進します」と、基本方針ということで記載がございます。この点につきまして町長の見解をお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 基本構想、振興計画についての件でございますが、今お話しのように嵐山町では、地域経営という基本的な考え方のもとでまちづくりを進めていこうということでやってきております。そして、それらについては、サービスを受ける、あるいは必要とする、あるいは与えられる、それぞれの主体がそれぞれの考え方のもとで行政に参画をしていくというのが基本的な姿勢でございます。おっしゃるように今そういった意識を醸成していきながら、このまちづくりを進めていくというのが一番、基本中の基本でありまして、先ほど来話があります、この公共の意識というものが高まれば高まるほど、町の進めているものがしっかり対応がとれていくのではないかなというふうに思っております。

特にこれからのものについては、おっしゃるように医療、福祉というのが、少子化、高齢化の社会の中で、40年前には考えられなかった、30年前にもまだ考えられなかった、20年前から、10年前からというようなことで、だんだん、だんだん、そういうものが押し寄せてきているわけでありまして、それらにいかに対応するかにかかってきているというのが、これからの第5次の中心になっていくのかなというふうに思うのです。

それと同時に、少子化というより、もう人口減少、高齢化と人口減少というものを考えていきますと、環境について、環境整備、嵐山町の自然というものをいかに維持管理をしていくかというのは、本当に大きな問題になってくると思うのです。



それで、農業の耕作放棄地というものが出ているわけですがけれども、この耕作放棄地というのは何でできるかといったら、その耕地を耕さないからできるのでありまして、耕さない周りにも自然があり、水路があり、農道があり、あぜ道があって、それで里地、里山の景観をつくってきたわけですがけれども、そういうものを手入れをする人がいなくなれば、どこから山だか何だかわからなくなってしまうような状況になってくる。そうすると、その下のほうの田んぼをつくっているところで、上の水路が崩れた、おかしくなったというときに、だれがそこの手入れをするのかということにもすぐなってくると思うのです。

そういうものが行政にというようなことになったときに、どこまで行政が対応できるかという大きな問題が目に見えているわけでありまして。そういうようなものをいかに今後この10年間の第5次の総振の中に組み入れて、あるいは考えに入れて、それで皆さんにそういうものについて意識を持っていただいて、それで地域経営の意識の中でそういうものをどう消化をしていくかというのが大きな一番の課題になっているかと思うのです。ですから、おっしゃるような内容にいろいろ検討を加えながら、意識を持ちながら進めていかなければいけないかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) 再質問といいますか、合併についての件がありましたので、お願いします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 合併についてちょっと漏らしてしまいました。失礼いたしました。

合併については、今合併の特例法が終わりになろうとしておりまして、あちこちのところで平成の大合併ということで行われてまいりました。この近辺でも、あちこちのところで行われてまいりました。埼玉県でも、市町村の数が大変減っておりまして、依然として市町村の数が多いのが比企郡だけというような状況になっております。

そういう中で合併についての検証と、それから合併についてどうであるかというような地域の皆様方の状況というのが、あちこちから漏れ聞こえてくるような状況があるわけです。そういう中で、町民の皆さんがどう判断をして、どういう形で、どこのところと、いつどういう規模でというようなことの見解がたくさん出てきて、そういうものについて町で必要な情報というものが求められれば、どんどん流していくということではありますが、国でも一応このところで一段落みたいな感じになっているわけですが、今の、これからの社会に対応する福祉関連の予算がこれから大変必要になってくるこの社会にどう対応していくかというのは大きな問題でありまして、一つの方法としては、合併ということも考えに入れなければいけないというふうに思っていますが、現状ではそういうような空気はない、意見は少ないというふうに感じております。

○藤野幹男議長 金丸友章議員。

○3番(金丸友章議員) ありがとうございます。

合併につきましては、ある意味、政府の方針によって合併が一時期進んだわけですが、合併をすれば何とかなるというような状況で、そういうような状況もあったようにも見受けられました。やはり合併をするということは、将来的なきちとした展望と、それからまず合併する自治体同士がきちっと財政も含め、自立した運営を行っているということがまず大前提ではないのかなと。合併すれば何とかなるだろうというような、そういうような、合併も全くないようなそういう経過を見ますと、感ずるところがあります。

そういう意味では、これからやはり合併といいますか、地域の運営の中で社会構造の社会福祉、そういった先ほどの少子高齢化社会の中でやはり合併を必要とするという展開がまた出てくるのかなと、これは思います。それには、まず町民の皆さんのそういう合併に対する理解と意識というもの、そういうものがまず根底で必要なものであろうかと思えます。

また、今後この合併については、第5次振興計画の中でどのように打ち出されていくのかどうか、それを含めまして、一つの課題になるのではないかなと思っております。

第5次の振興計画の中では、先ほどの答弁にもありましたように、今まで本当に考えられなかったような社会状況の中で、これから10年間の展望をしなければいけないわけですが、そういう中で環境の基本条例の制

定に向けても、町としても一定の方向性を持っておられますし、また幼児虐待、家庭内の暴力の問題、そういった現代のいろんな弊害、そういう環境の中で第5次嵐山の総合振興計画の中でどのように展望していくのかということをご期待しておりますので、審議を進めていただきまして、できるだけ早くその方針を示していただければと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

---

### ◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合上、3月18日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月18日は休会することに決しました。

---

### ◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 4時02分)